

第3期 西桂町

子ども・子育て支援事業計画



令和7年3月



西桂町

目 次

第1章 計画の概要	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の性格	2
3. 計画の期間	3
4. 計画の策定方法	3
第2章 西桂町の子どもを取り巻く現況	4
1. 人口と世帯の動向	4
2. アンケート調査結果からみる教育・保育事業等に対するニーズ	16
第3章 第2期子ども・子育て支援事業計画の検証	28
1. 保育サービスや保育支援サービスの見込値および実績値	28
2. 各事業の実施状況	30
第4章 計画の基本方針	35
1. 基本理念	35
2. 施策の体系	36
第5章 基本目標に係る各施策の実施について	37
基本目標1 安心して子育てができるまちづくり	37
基本目標2 子どもが誇りをもって成長できる教育の充実	59
基本目標3 安心・安全な生活を送るための環境づくり	62
第6章 子ども・子育て支援事業に係る量の見込み及び確保の方策等について	66
1. 教育・保育提供区域の設定等について	66
2. 教育・保育事業の量の見込み及び確保の方策	67
3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保の方策	70
4. 教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制	79
第7章 計画の推進に向けて	80

1. 各主体に期待される役割.....	80
2. 計画の推進体制	81

資料編 82

資料1 西桂町子ども・子育て支援会議委員名簿（敬称略）	83
資料2 西桂町子ども・子育て支援会議の開催状況.....	84
資料3 パブリックコメントの実施.....	84

第1章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨

令和5年4月1日に、こども家庭庁が設立され、同日に「こども基本法」が施行されました。こども基本法は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全ての子どもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、子どもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進することを目的としています。

こども施策を総合的に推進するため、国は、こども施策に関する基本的な方針や重要事項などを定めた「こども大綱」を定めました。この「こども大綱」では、全ての子ども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指しています。こうした「こども大綱」が目指す「こどもまんなか社会」の実現に向け、地域の実情を踏まえつつ、国と地方公共団体の視点を共有しながら、こども施策を推進していくことが重要とされています。

当町では「第2期子ども・子育て支援事業計画（令和2年度～令和6年度）」を策定し、子どもの健やかな成長と保護者の子育てを支援するための各種施策・事業を推進しています。こうしたなかで、令和6年度に第2期計画期間が終了することに伴い、現行計画を見直し、「第3期子ども・子育て支援事業計画（令和7年度～令和11年度）」を策定し、より一層、安心して子育てができるまちづくりを推進していきます。

2. 計画の性格

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく法定計画として、基本指針に即し、5年を1期として策定するものです。また、次世代育成支援対策推進法第8条に規定する次世代育成支援地域行動計画として、次世代育成に関して引き続き取り組むべき内容についても定めるほか、「新・放課後子ども総合プラン」も包含しています。

なお、西桂町総合計画を上位計画として、関連諸計画との整合・連携も図りながら策定しています。

子ども・子育て支援法から抜粋

第61条 市町村は、基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

西桂町 第6次総合計画 (令和3年度～令和12年度)



子ども・子育て支援事業計画 (令和7年度～令和11年度)



各種関連計画

障害者計画

健康増進計画

障害児福祉計画

食育推進計画

障害福祉計画

その他関連計画

3. 計画の期間

本計画は、第2期子ども・子育て支援事業計画を継承し、令和7年度を初年度とした、計画期間を令和11年度までとする5か年計画となります。また、計画は5年を1期としていることから、令和11年度中に第3期計画の見直しを行い、令和12年度を始期とする第4期計画の策定を予定しています。

なお、5年間の計画期間中であっても、法律の改正や制度の変更等、様々な状況の変化により、見直しの必要が生じた場合は、適宜計画の見直しを行っていくものとします。

令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度	令和 13年度	令和 14年度	令和 15年度	令和 16年度
第3期計画推進年度									
				見直し	第4期計画推進年度				

4. 計画の策定方法

(1) ニーズ調査の実施

本計画を策定するにあたり、子育て支援に関するサービスの利用状況・利用希望等を把握し、事業量の見込みを算出するため、0歳児から小学校6年生以下の子どもがいる全家庭にニーズ調査を実施しました。国から示されている基本調査項目に加え、当町独自の質問項目を設け、地域の実情にあった子ども・子育て支援施策のニーズの把握を行いました。

(2) 西桂町子ども・子育て支援会議の設置

本計画の策定にあたり、意見を聴くものとされている合議制機関(子ども・子育て支援法第61条第7項)として、「市町村子ども・子育て会議」(同法77条第1項)が規定されています。当町における「西桂町子ども・子育て支援会議」がこれに該当します。

会議は、町民の代表者、教育関係者、保育所関係者、子育てに関連する団体の関係者等で構成し、計画の内容について審議を行い、その意見を反映しました。

(3) パブリックコメントの実施

事前に計画案を発表し、計画を周知するとともに、広く町民から意見を募り、その結果を反映させ、町民が一体となり策定する計画を目指しました。

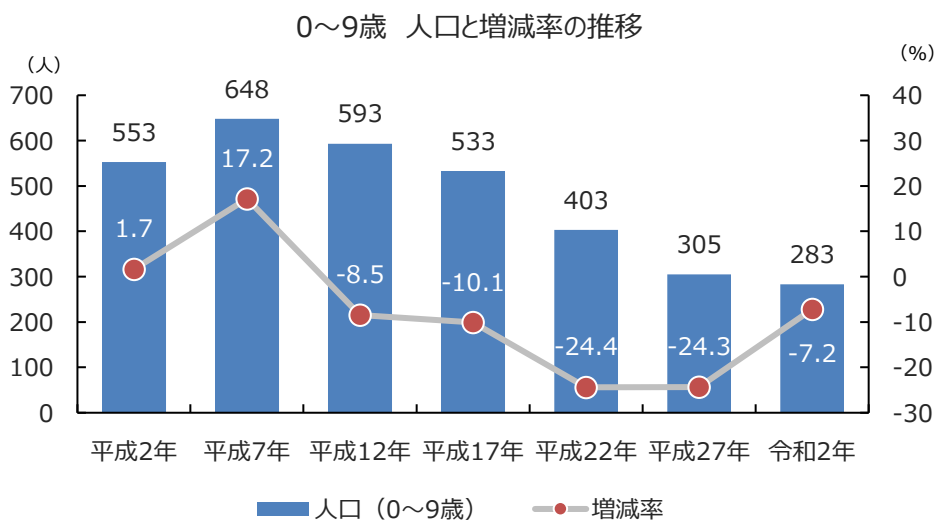
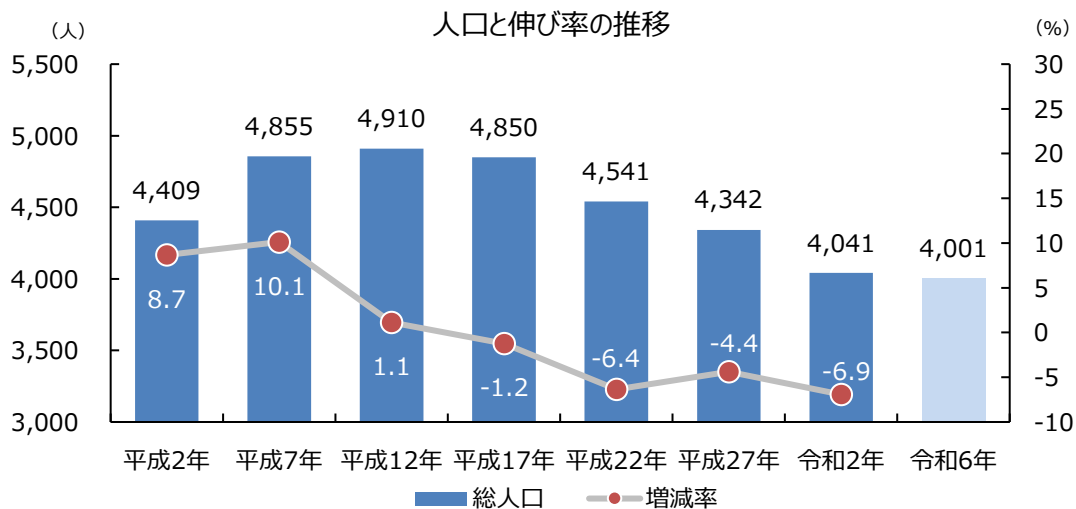
第2章 西桂町の子どもを取り巻く現況

1. 人口と世帯の動向

(1) 人口

人口の推移をみると、平成12年の4,910人をピークに平成17年以降は減少しており、令和2年においては4,041人となっています。また、総務省による令和6年1月1日現在の住民基本台帳年齢階級別人口は4,001人となっています。

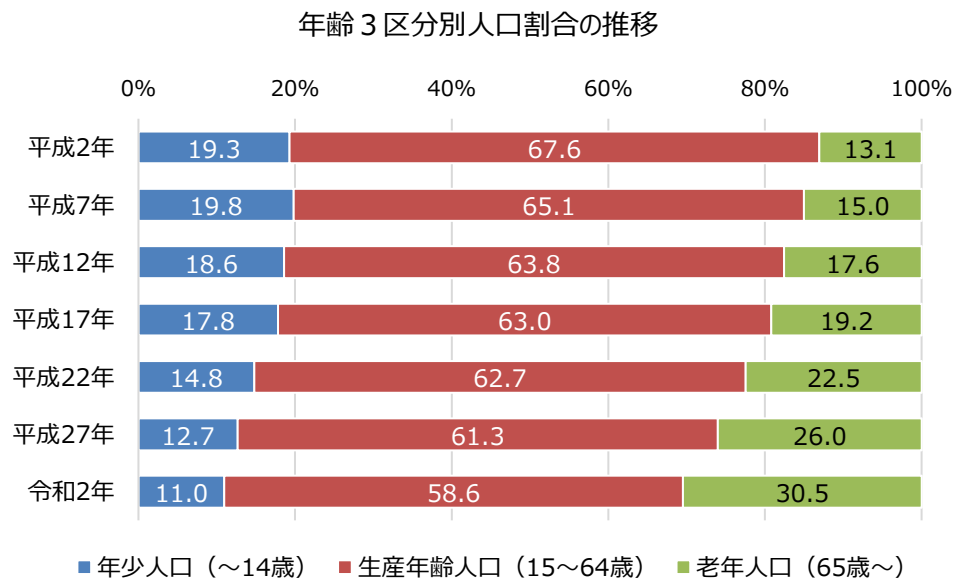
0～9歳の人口の推移をみると、平成7年の648人をピークに平成12年以降は減少しており、令和2年においては283人となっています。人口の増減率の推移をみると、平成22年の減少幅が最大で、-24.4%となっていたものの、令和2年においては-7.2%と減少率は緩やかとなっています。



(2) 年齢3区分別人口割合

年齢3区分別人口割合の推移をみると、年少人口は平成12年以降、減少傾向にあり、令和2年においては11.0%となっています。

また、老年人口は、平成2年において13.1%でしたが、年々増加し、令和2年においては30.5%となっています。

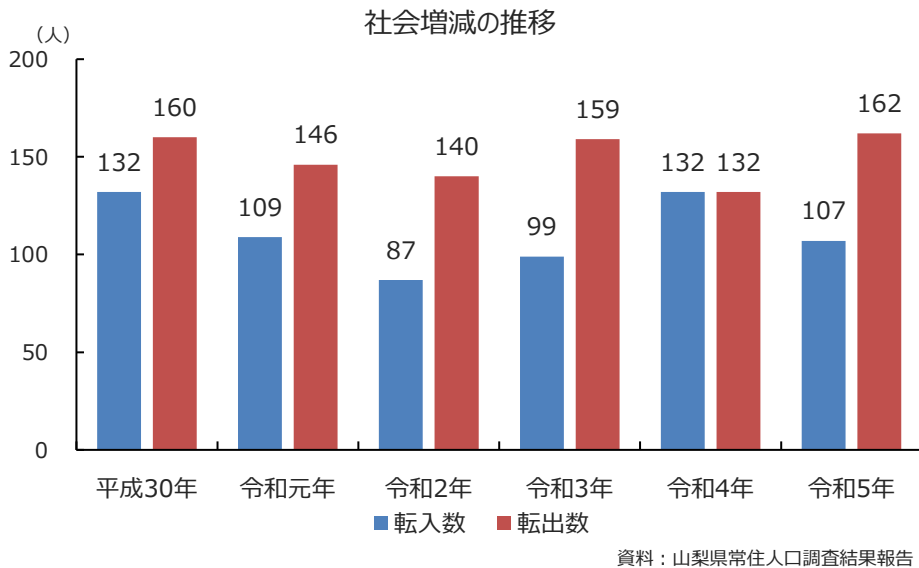
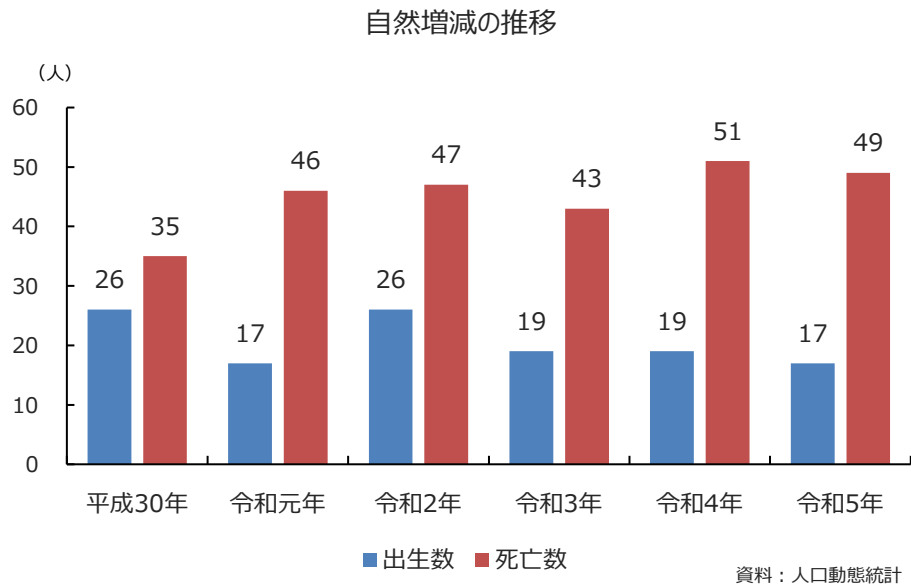


資料：国勢調査

(3) 自然増減・社会増減

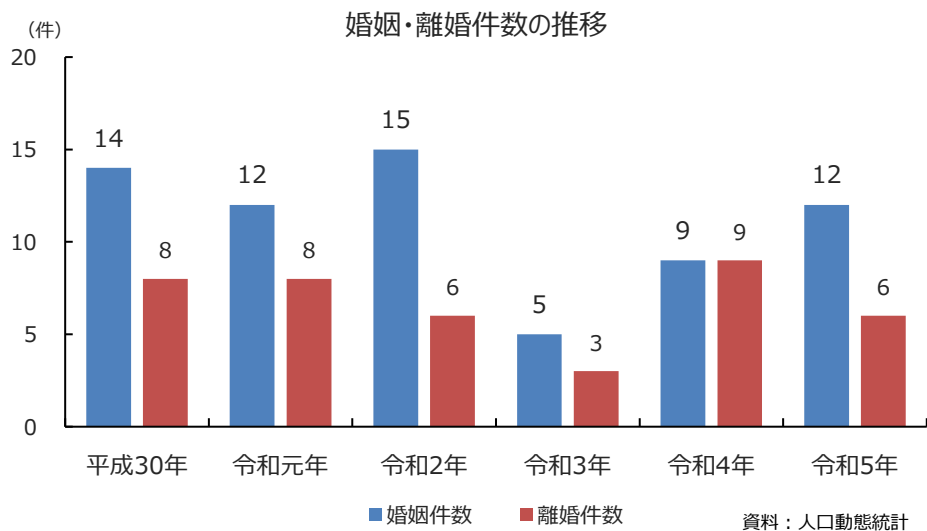
自然増減をみると、出生数は増減を繰り返しながら 20 人前後で推移しています。死亡数も増減を繰り返していますが、徐々に上昇傾向にあり、死亡数が出生数を大きく上回る状況が続いています。

社会増減をみると、転入数は令和 2 年を境に増加に転じ、令和 4 年には転出数と転入数が同じ数値となりましたが、令和 5 年には再び減少しています。



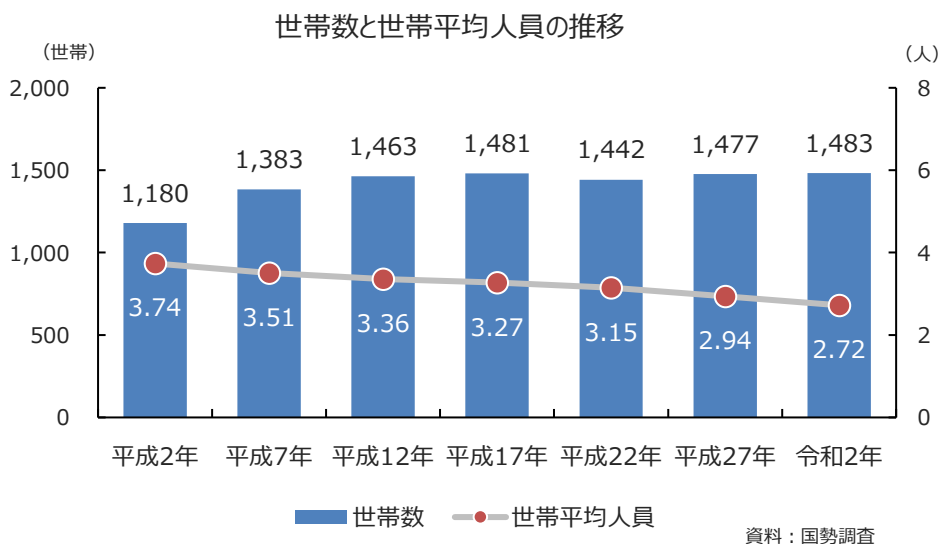
(4) 婚姻件数・離婚件数

婚姻件数の推移をみると、婚姻件数は増減を繰り返しながら推移しており、近年は10件程度となっています。一方、離婚件数は10件未満で推移しています。



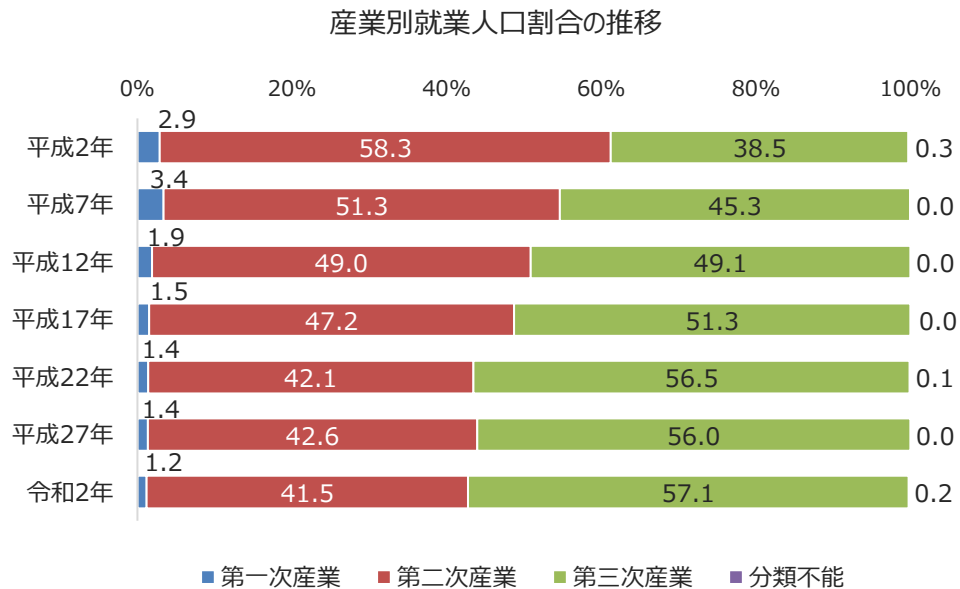
(5) 世帯数

世帯数の推移をみると、平成12年以降、1,400世帯台で推移しており、令和2年には1,483世帯となっています。世帯平均人員の推移をみると、減少傾向にあり、平成2年の3.74人から令和2年には2.72人となっています。



(6) 産業別就業人口割合

産業別就業人口の推移をみると、第二次産業は減少傾向、第三次産業は増加傾向にあります。構成比では、平成7年までは第二次産業が半数以上を占めていたものの、平成12年以降、第三次産業が第二次産業を上回り、令和2年の第三次産業の割合は57.1%となっています。



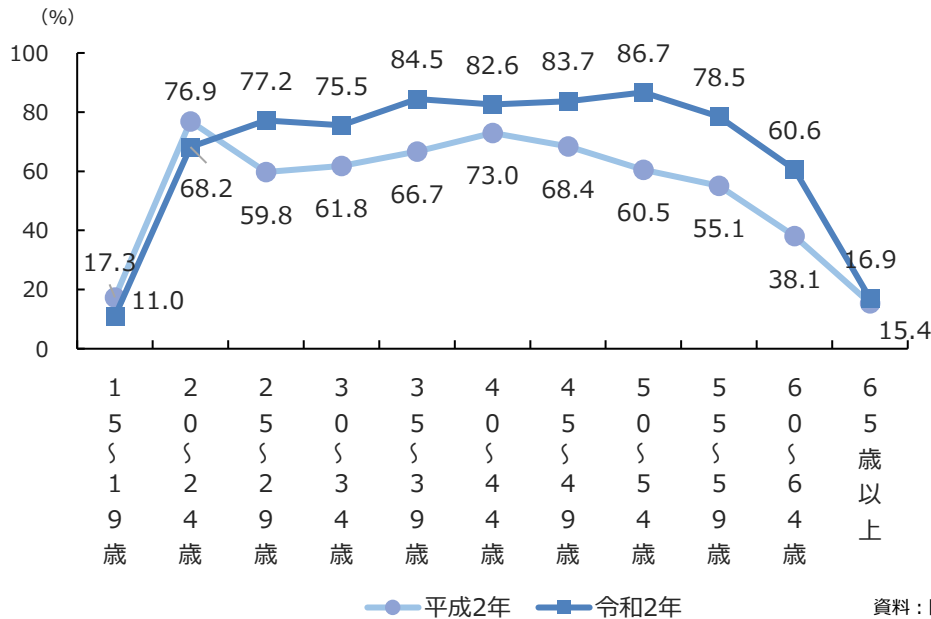
資料：国勢調査

(7) 女性の年齢別就業率

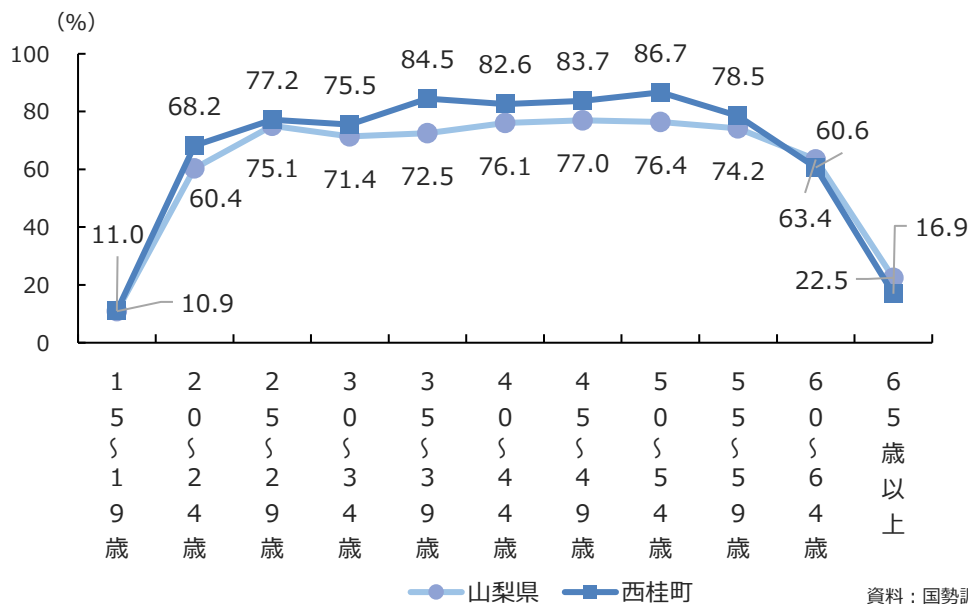
女性の年齢別就業率をみると、平成2年に比べ令和2年では、25歳以上の就業率が全体的に高くなっています。また、平成2年は、25～29歳において59.8%と大きく減少しており、結婚や出産を機に退職する女性が多いことがうかがえるM字型のグラフとなっています。一方、令和2年は、25～29歳から55～59歳まで一貫して75.0%以上の高い就業率を保ち、逆U字型に近い形となっています。

山梨県と比較すると、59歳以下の年齢階層では、すべて当町が上回っています。

女性の年齢別就業率（平成2年と令和2年の比較）



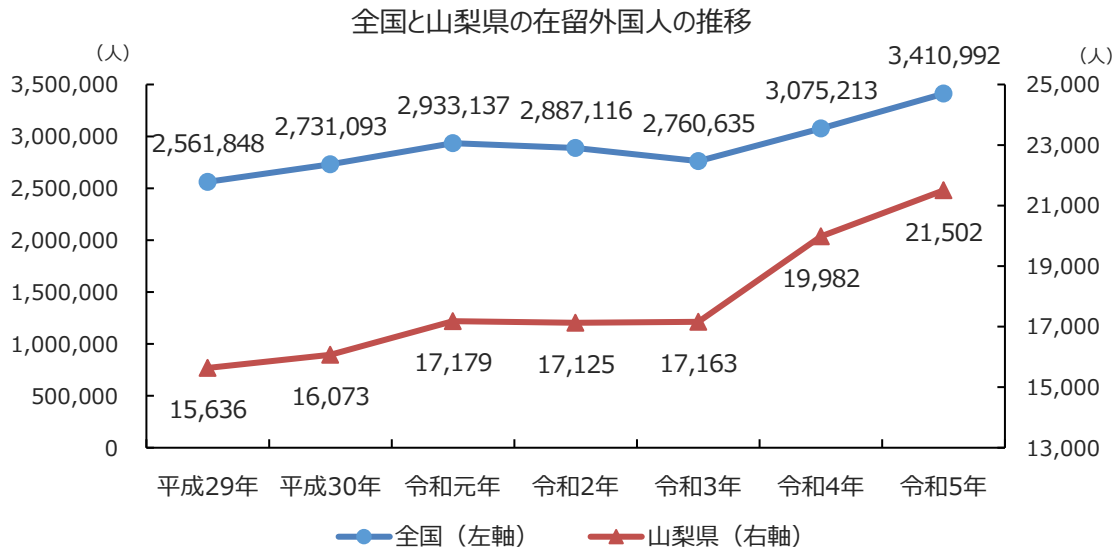
女性の年齢別就業率（山梨県と西桂町の比較、令和2年）



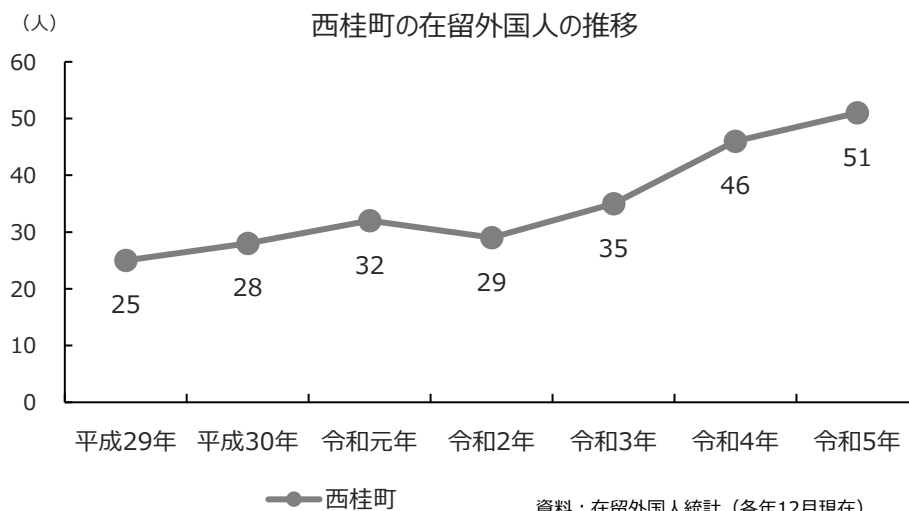
(8) 在留外国人

在留外国人の推移をみると、日本の在留外国人は増加傾向にあります。山梨県でも増加傾向にあり、令和5年には21,502人と2万人を超える数値まで増加しました。

当町においては、増減を繰り返しつつも増加傾向にあり、令和5年は51人となっています。



資料：在留外国人統計（各年12月現在）



資料：在留外国人統計（各年12月現在）

(9) 各種手当

児童手当を受給する延べ児童数は、近年減少傾向にあります。

児童扶養手当の受給者数は、近年 30～40 人台で推移しています。

子ども医療費助成の支払件数は、令和 2 年度に大幅に減少しましたが、以降は増加傾向にあります。

事業名		令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
児童手当 延べ児童数 (件)		5,525	5,262	5,007	4,836	4,600	4,518
児童扶養手当 受給者数 (受給資格者数) (件)		43	41	36	36	32	24
子ども医療費助成	延べ件数 (件)	7,178	5,405	5,416	5,707	6,681	6,760
	対象人数 (人)	578	537	509	522	522	473
ひとり親家庭医療費助成 (件)		915	767	772	950	988	860

* 令和 6 年度実績については、見込み値となります。

資料：「子育て支援課」

(10) 保育所

保育所数は平成 21 年度以降、1 園であり、在園児童数は近年減少傾向にあります。

		令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
公立	保育所数 (園)	1	1	1	1	1	1
	認可定員数 (人)	185	185	185	185	185	185
	在園児童数 (人)	132	122	121	103	106	106

資料：「子育て支援課」

(11) 地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業は、西桂町子育て支援センター（きずな未来館）で実施されています。

	所在地	開設日時
西桂町子育て支援センター	西桂町下暮地 937-4	平日 10 : 00 から 15 : 00

資料：「子育て支援課」

(12) 虐待相談件数

虐待相談件数は、近年 0 件で推移していましたが、令和 5 年度には 6 件の相談件数がありました。

	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
虐待相談件数 (件)	0	0	0	0	6	0

* 令和 6 年度実績については、9 月末の実績値となります。

資料：「子育て支援課」

(13) 放課後児童クラブ

放課後児童クラブの在籍者数は、近年 100～110 人で推移しています。

	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	放課後児 童指導員 (人)
実施箇所(所)	2	2	2	2	2	2	
在籍者数(人)	118	101	110	102	102	108	
西桂町学童クラブ1	82	69	74	71	71	81	4
西桂町学童クラブ2	36	32	36	31	31	27	4

資料：「子育て支援課」

(14) 相談事業

相談事業について、概ね大きな変動はありませんが、全体的にみると「すくすく1歳お食事相談」は、他の年齢指定の相談事業よりも参加率が低くなっています。

事業名		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
母子相談	実施回数(回)	24	24	24	24	24	24
	延べ利用者数(人)	22	18	18	18	15	12
すくすく1歳 お食事相談	実施回数(回)	4	4	2	4	4	2
	該当児数(人)	26	21	19	22	20	10
	参加者数(人)	16	10	6	12	13	4
	参加率(%)	61.5	47.6	31.6	54.5	65.0	40.0
2歳児歯と こころの相談	実施回数(回)	3	3	3	3	3	4
	該当児数(人)	24	31	19	28	20	30
	参加者数(人)	21	30	19	25	18	30
	参加率(%)	87.5	96.8	100.0	89.3	90.0	100.0
5歳児健康 相談	実施回数(回)	5	5	5	5	5	4
	該当児数(人)	22	42	33	28	30	26
	参加者数(人)	20	38	33	25	30	18
	参加率(%)	90.9	90.5	100.0	89.3	100.0	69.2
すこやか発達 相談	実施回数(回)	10	9	11	11	12	12
	延べ利用者数(人)	31	17	32	24	33	44

* 令和6年度実績については、9月末の実績を2倍した数値となります。

資料：「子育て支援課」

(15) 訪問指導事業の状況

「妊婦訪問」は、近年新型コロナウイルス感染拡大防止のため訪問を行いませんでしたが、令和5年度から再開しています。

「こんにちは赤ちゃん訪問」は、近年増減を繰り返しており、20人前後で推移しています。

事業名	対象	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
妊婦訪問	妊婦（人）	0	0	0	0	15	6
こんにちは 赤ちゃん訪問	生後4か月 までの乳児（人）	23	20	23	17	18	4
低体重児・ 未熟児訪問	低体重児・未熟児 （人）	2	0	0	0	0	0

* 令和6年度実績については、9月末の実績を2倍した数値となります。

資料：「子育て支援課」

(16) 乳幼児健康診査

乳幼児健康診査の実施状況をみると、令和4年度の3歳児健診の受診率が77.8%ですが、その他の健診はいずれも受診率が8割を超えています。

事業名	対象	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
4か月児健診	該当児（人）	14	24	22	18	18	12
	受診児（人）	16	24	22	17	19	12
	受診率（%）	114.3	100.0	100.0	94.4	105.6	100.0
7か月児健診	該当児（人）	17	24	22	19	17	24
	受診児（人）	19	21	22	19	16	24
	受診率（%）	111.8	87.5	100.0	100.0	94.1	100.0
10か月児健診	該当児（人）	22	23	21	23	17	18
	受診児（人）	20	23	20	23	17	18
	受診率（%）	90.9	100.0	95.2	100.0	100.0	100.0
1歳6か月児健診	該当児（人）	30	21	24	17	21	22
	受診児（人）	26	18	24	16	22	22
	受診率（%）	86.7	85.7	100.0	94.1	104.8	100.0
3歳児健診	該当児（人）	38	25	31	18	28	18
	受診児（人）	37	22	31	14	26	18
	受診率（%）	97.4	88.0	100.0	77.8	92.9	100.0

* 令和6年度実績については、9月末の実績を2倍した数値となります。

資料：「子育て支援課」

(17) 健康教育事業

健康教育事業の参加状況は、令和3年度に参加者は減少しましたが、令和4年度には例年の数値に戻り、ほぼ横ばいとなっています。

事業名		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
マタニティクラス	実施回数(回)	3	3	1	3	3	4
	参加者実人数(人)	6	10	2	7	8	4
	参加者延人数(人)	16	28	2	15	12	6
離乳食・育児教室 (ごっくん期)	実施回数(回)	4	4	3	3	4	4
	参加者数(人)	13	24	8	11	10	12
離乳食・育児教室 (もぐもぐ期)	実施回数(回)	4	4	3	3	4	4
	参加者数(人)	14	14	8	9	15	8
子育てセミナー	実施回数(回)	3	2	2	3	3	4
	参加者数(人)	28	23	26	24	28	20
にこにこ親子 ベビーマッサージ 体験	実施回数(回)	11	12	10	12	12	20
	参加者延人数(人)	55	56	54	82	70	84

* 令和6年度実績については、9月末の実績を2倍した数値となります。

資料：「子育て支援課」

(18) 小学校

小学校の在学者数は減少傾向にあり、令和6年度には192人となっています。

	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
小学校数(校)	1	1	1	1	1	1
1年生(人)	33	35	24	37	33	29
2年生(人)	35	33	35	24	38	35
3年生(人)	38	35	33	35	24	38
4年生(人)	35	39	35	33	35	23
5年生(人)	32	35	39	34	33	35
6年生(人)	37	32	35	39	31	32
合 計(人)	210	209	201	202	194	192

* 学校基本調査より

資料：「教育委員会」

(19) 公園

令和6年度時点で、当町内の公園数は9か所です。

公園名称	概要
三ツ峠さくら公園	22,498 m ²
憩いの森	20,726 m ²
泉ヶ丘公園	427 m ²
富士見公園	892 m ²
桂川公園	6,043 m ²
ランランランド	2,724 m ²
郷土公園	526 m ²
桂ニュータウン公園	1,241 m ²
農村公園	2,091 m ²

資料：「建設産業課」

(20) 地域活動

各地区育成会及びスポーツ少年団の人数は、全体的に横ばいもしくは減少傾向にあります。

団体名		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
町民育成会議	団数(団体)	1	1	1	1	1	1
	人数(人)	75	74	67	66	64	46
倉見地区 育成会	団数(団体)	1	1	1	1	1	1
	人数(人)	50	50	55	55	57	62
柿園地区 育成会	団数(団体)	1	1	1	1	1	1
	人数(人)	78	78	66	66	65	57
本町地区 育成会	団数(団体)	1	1	1	1	1	1
	人数(人)	15	15	16	16	15	15
上町地区 育成会	団数(団体)	1	1	1	1	1	1
	人数(人)	84	84	79	79	65	72
下暮地地区 育成会	団数(団体)	1	1	1	1	1	1
	人数(人)	74	74	72	72	77	71
スポーツ少年団	団数(団体)	5	5	5	5	5	4
	人数(人)	130	109	102	104	99	78

資料：「教育委員会」

※各育成会については、各年度・各地区の児童数

※スポーツ少年団については、各年度登録者数

2. アンケート調査結果からみる教育・保育事業等に対するニーズ

調査概要

子ども・子育て支援法に基づく「第3期子ども・子育て支援事業計画」の策定にあたり、未就学児童及び小学生の児童をもつ保護者を対象に、教育・保育、その他の子育て支援に関する現在の状況や今後の希望を把握することを目的として、児童及び世帯の状況、父母の就労状況、就労希望、児童の保育や学童クラブの利用状況、希望等をお聞きしました。

調査対象

- ◆ 未就学児童 西桂町内に居住する未就学児童（全数）の保護者
- ◆ 小学生 西桂町内に居住する小学生（全数）の保護者

調査方法

- ◆ 未就学児童 保育所を通じて配付・回収
町外施設に通う対象者および保育を受けていない対象者は、郵送による配付・回収
- ◆ 小学生 小学校での配付・回収
町外小学校に通う対象者は、郵送による配付・回収

調査期間

令和6年1月17日（水）～令和6年1月31日（水）

回収結果

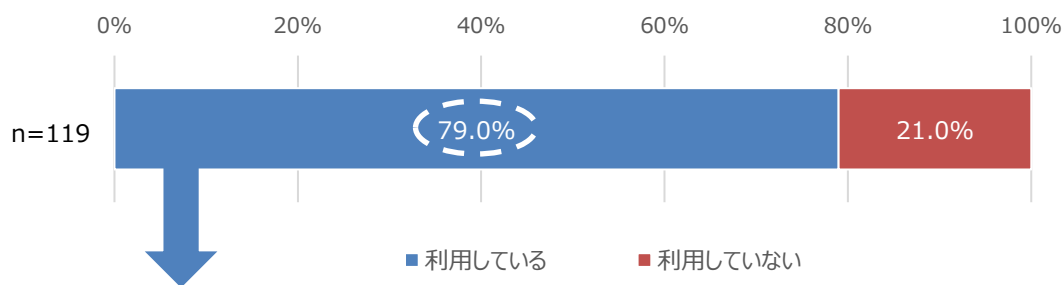
	発送数	有効回収数	有効回収率
未就学児童	164 人	119 人	72.6%
小学生	185 人	155 人	83.8%
総数	349 人	274 人	78.5%

（１）平日の定期的な教育・保育事業の利用状況と利用ニーズ

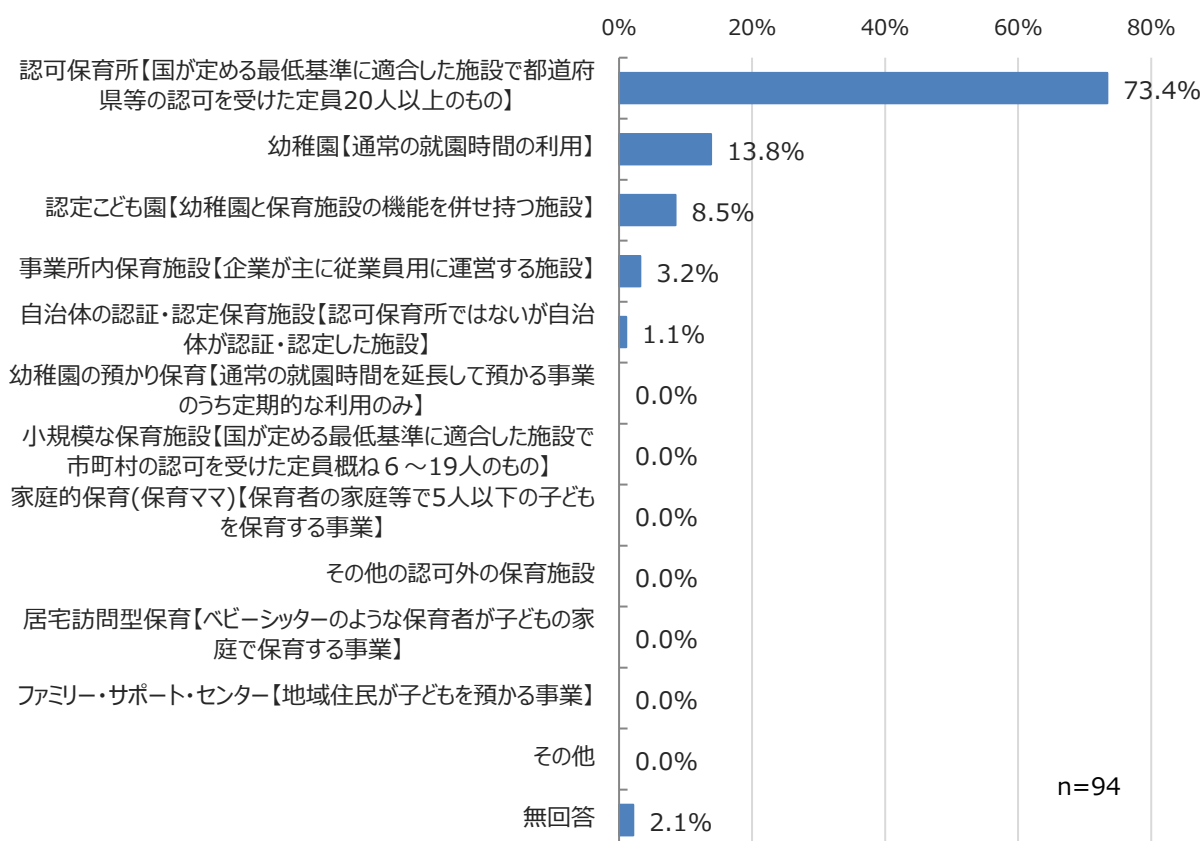
定期的な教育・保育の事業を利用しているかについて、「利用している」と回答した割合が 79.0%と最も高くなっています。また、平日の教育・保育事業として定期的に利用している事業については、「認可保育所」と回答した割合が 73.4%と最も多く、次いで「幼稚園」が 13.8%となっています。

平日の教育・保育事業として定期的に利用したいと考える事業についても同様に、「認可保育所」と回答した割合が 71.4%と最も多く、次いで「幼稚園」が 19.3%となっています。

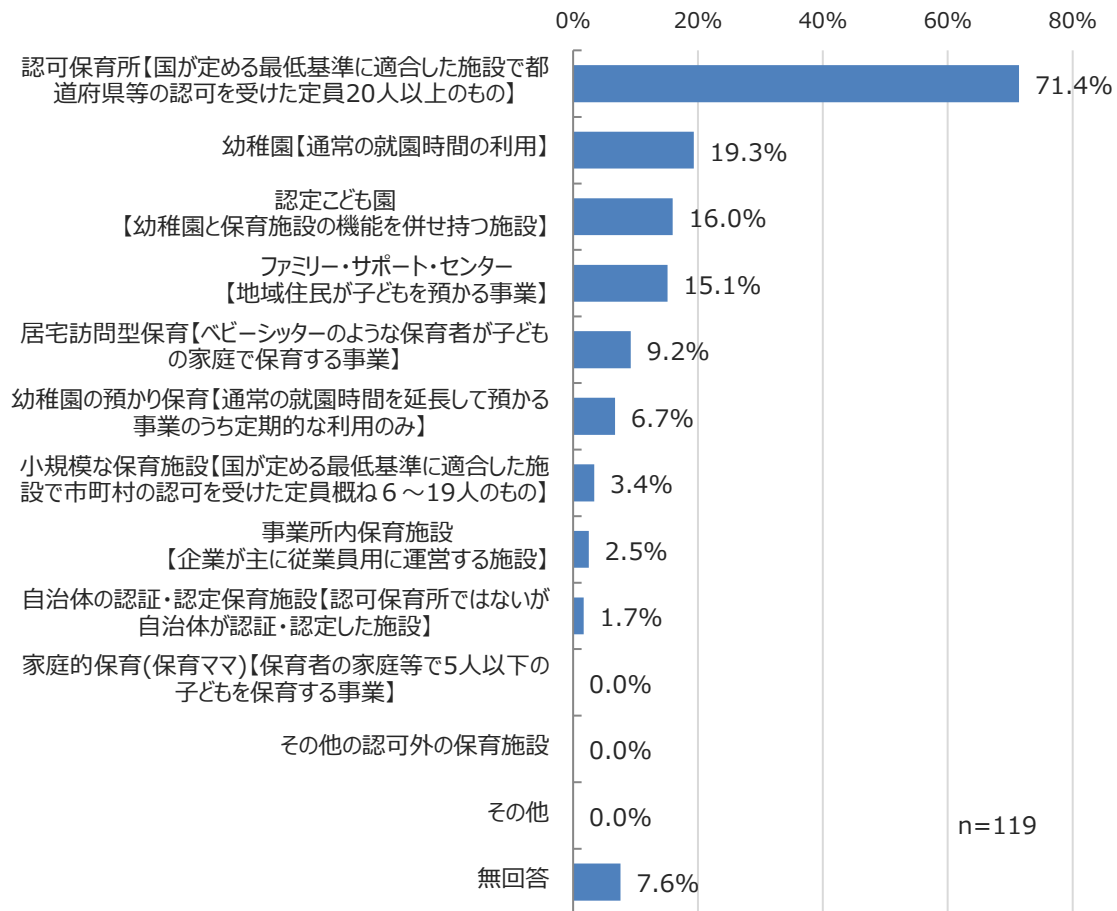
幼稚園や保育所（園）などの「定期的な教育・保育の事業」を利用しているか（未就学児童）



平日どのような教育・保育の事業を利用しているか／現在（未就学児童）



平日の教育・保育の事業として、「定期的に」利用したいと考える事業（未就学児童）

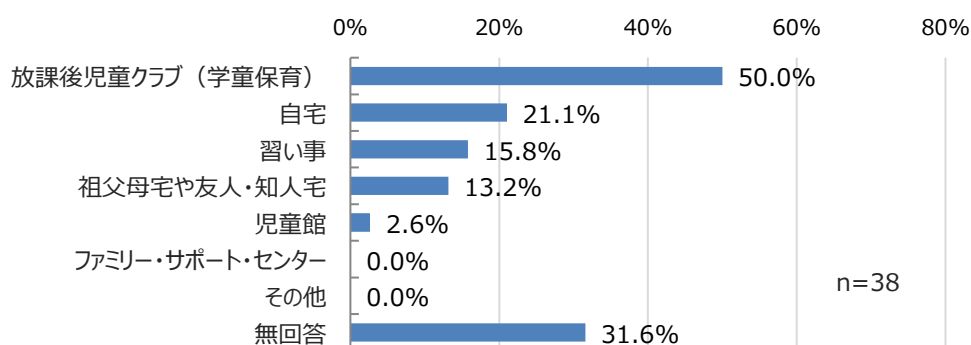


(2) 地域子ども・子育て支援事業の利用状況と利用ニーズ

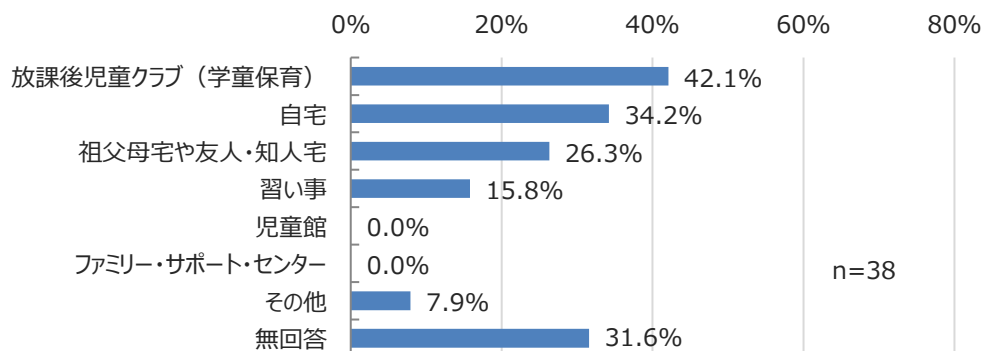
① 放課後児童健全育成事業

就学後の子どもの平日学校を終えてから過ごす場所として「放課後児童クラブ」があげられています。未就学児童への調査において、小学校低学年(1～3年生)のうちの放課後児童クラブの利用希望割合は、50.0%となっていますが、小学校高学年(4～6年生)のうちの放課後児童クラブの利用希望割合は42.1%と減少しています。また、小学生への調査における放課後児童クラブの利用希望割合は49.0%となっています。

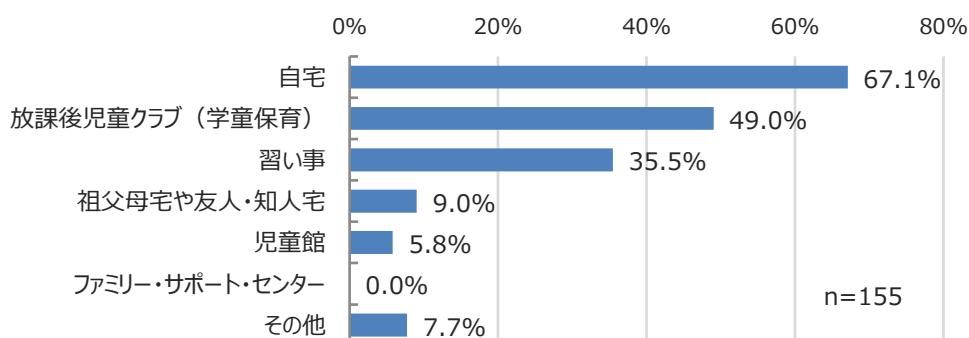
小学校低学年(1～3年生)になったときに、放課後をどのような場所で過ごさせたいか
(5歳以上の未就学児童)



小学校高学年(4～6年生)になったときに、放課後をどのような場所で過ごさせたいか
(5歳以上の未就学児童)



放課後(平日の小学校終了後)の時間をどのような場所で過ごさせたいか(小学生)

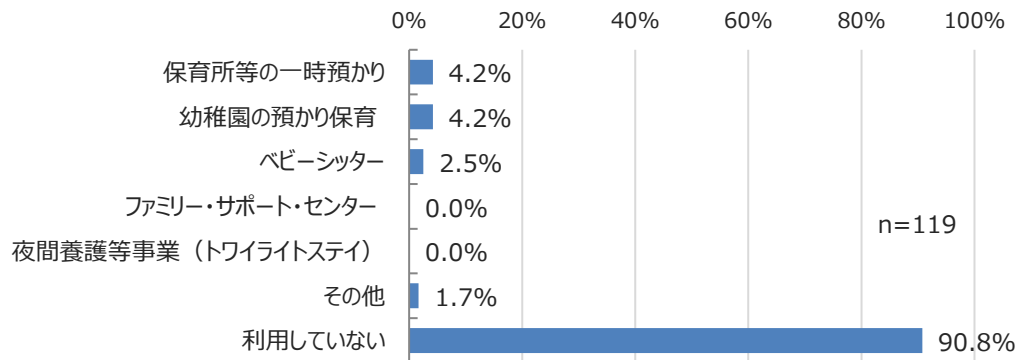


② 不定期での教育・保育事業

ア. 利用状況

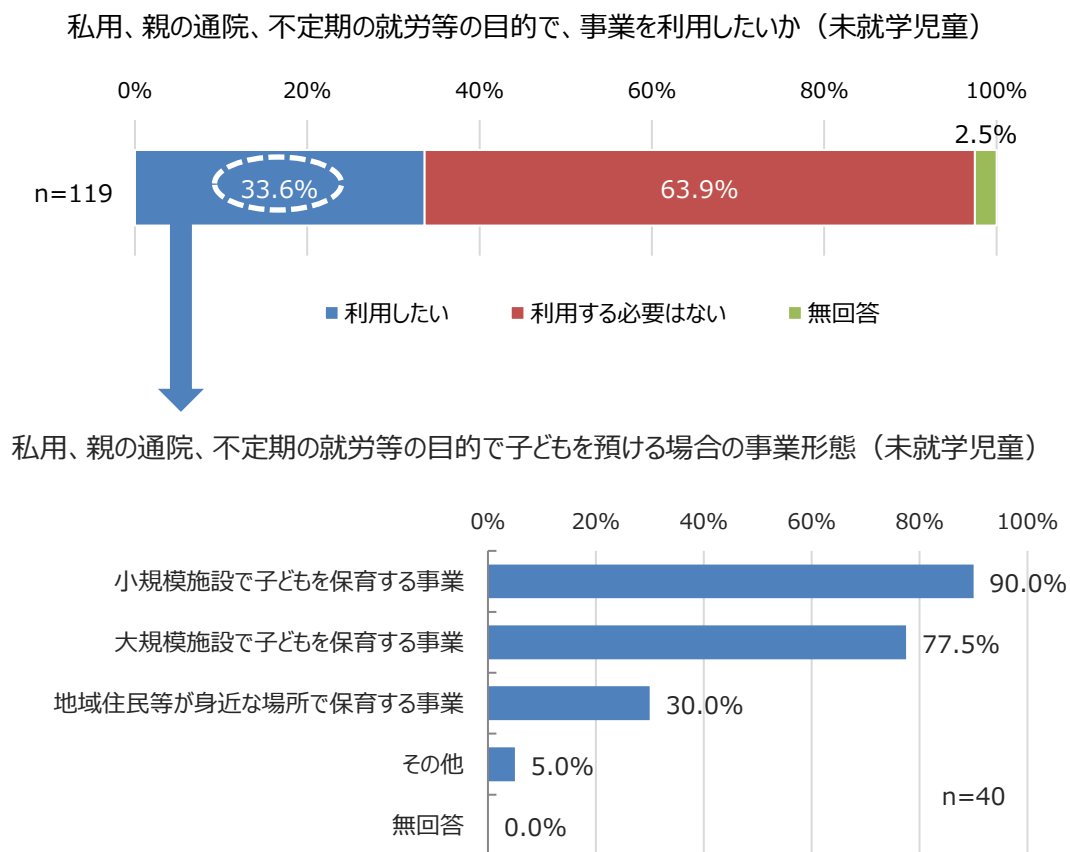
用事や不規則な仕事等を理由として保護者が利用しているサービスは、「保育所等の一時預かり」および「幼稚園の預かり保育」が4.2%になっている一方、「利用していない」が90.8%と最も高くなっています。

私用、親の通院、就労の目的で不定期に利用している事業（未就学児童）



イ. 利用希望

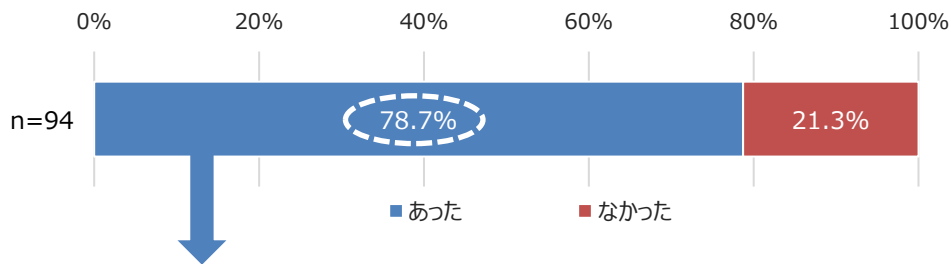
不定期での教育・保育事業の利用希望は、33.6%となっています。また、利用希望のある人の希望する事業形態は、「小規模施設で子どもを保育する事業」が90.0%と最も多く、次いで「大規模施設で子どもを保育する事業」が77.5%となっています。



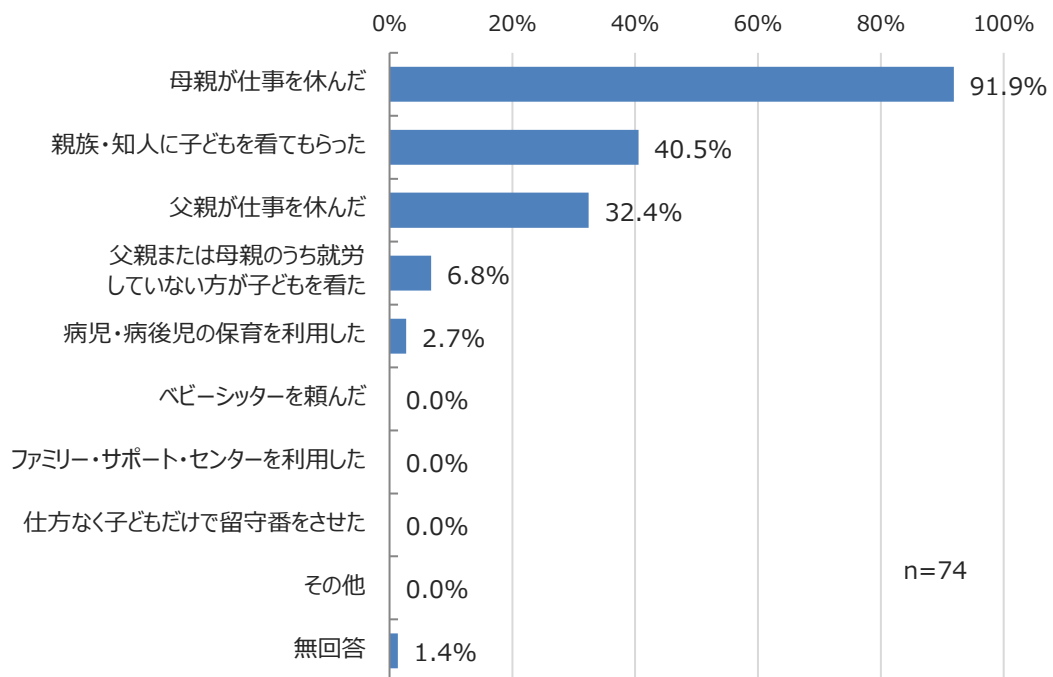
③ 病児・病後児保育事業（平日の定期的な教育・保育事業利用者のみ）

教育・保育事業を利用している人の中で、この1年間、子どもが病気やケガ等の理由で通常の事業が利用できなかったことがあったと回答した割合は、78.7%となっています。そのうち、その時の対処方法を「母親が仕事を休んだ」と回答した割合が91.9%と最も高くなっています。

この1年間で、子どもが病気やケガで通常の事業が利用できなかったことはあるか
(未就学児童)

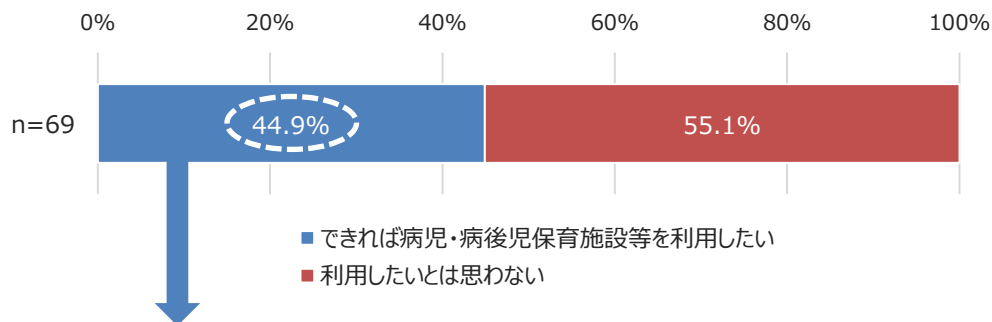


子どもが病気やケガで通常の事業が利用できなかった場合の対処法（未就学児童）

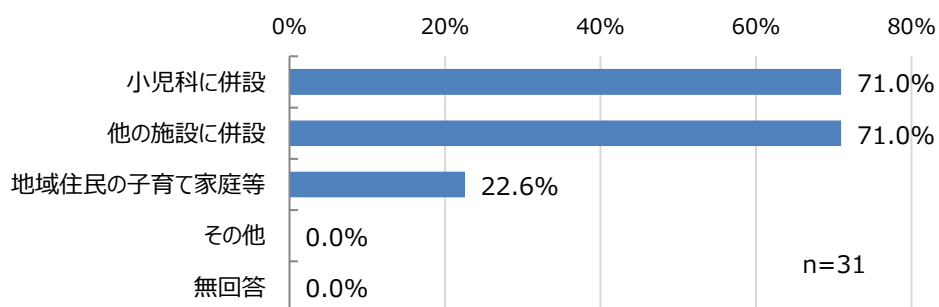


父親もしくは母親が休んで対処した人のうち、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」と回答した割合は、44.9%となっています。また、病児・病後児保育施設等を利用したいと回答した人が利用したい事業形態は、「小児科に併設」および「他の施設に併設」と回答した割合が71.0%と最も高くなっています。

子どもが病気やケガで通常の事業が利用できなかった場合、「できれば病児・病後児のための保育施設等を利用したい」と思ったか（未就学児童）



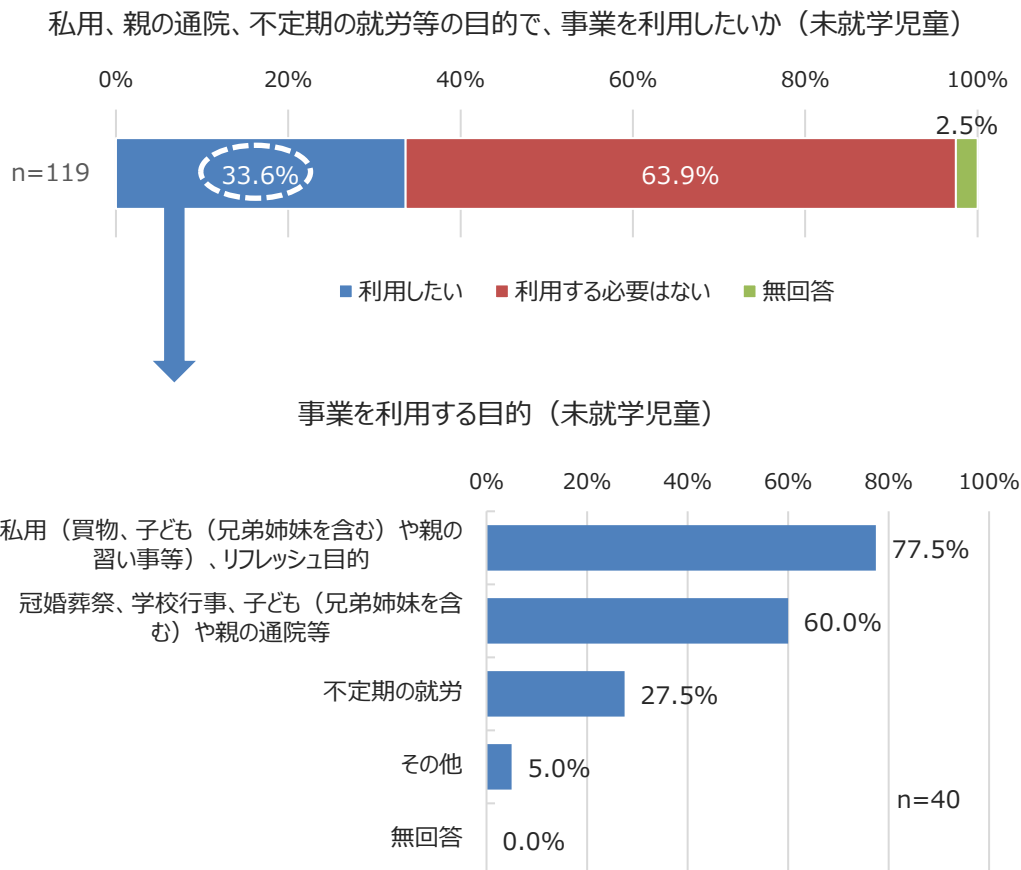
病児・病後児保育施設等を利用する場合、望ましい事業形態（未就学児童）



④ 子育て短期支援事業

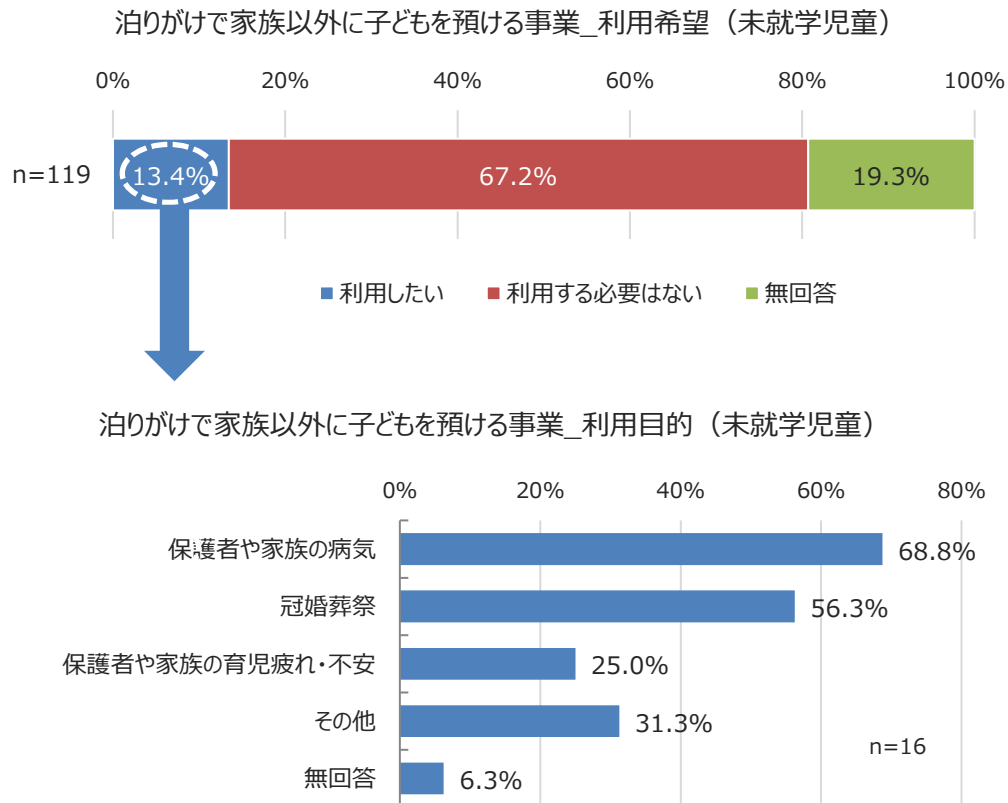
私用、親の通院、不定期の就労等の目的で、事業を利用したいと思うかについて、「利用する必要はない」と回答した割合が 63.9%と最も高くなっています。

また、事業を利用する目的について、「私用（買物、子ども（兄弟姉妹を含む）や親の習い事等）、リフレッシュ目的」と回答した割合が 77.5%と最も高くなっており、次いで「冠婚葬祭、学校行事、子ども（兄弟姉妹を含む）や親の通院等」と回答した割合が 60.0%となっています。



保護者の用事により泊りがけで家族以外に子どもを預ける場合、短期入所生活援助事業を利用したいと思うかについて、「利用したい」と回答した割合は 13.4%であり、「利用する必要はない」と回答した割合は 67.2%となっています。

また、泊りがけで家族以外に子どもを預ける場合の目的について、「保護者や家族の病気」と回答した割合が 68.8%と最も高く、次いで「冠婚葬祭」と回答した割合が 56.3%となっています。

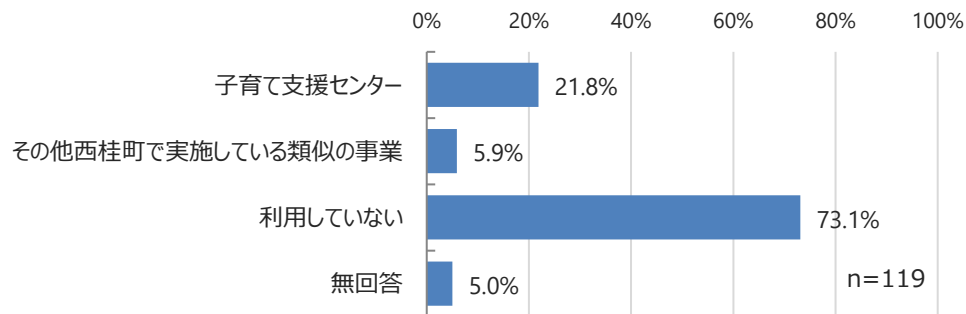


⑤ 地域子育て支援拠点事業

ア. 利用状況

子育て支援センター（きずな未来館）やその他の類似の子育て支援事業の利用状況について、「利用していない」と回答した割合が73.1%を占める中で、利用している割合は2割程度となっています。

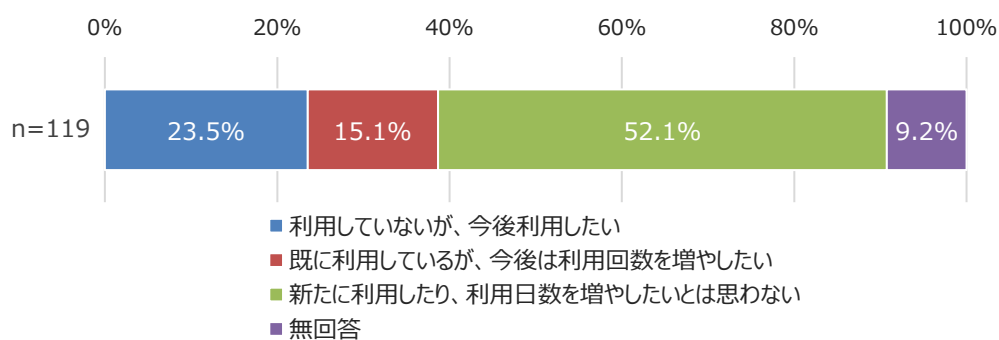
子育て支援センター（きずな未来館）やその他子育て事業の利用状況（未就学児童）



イ. 利用希望

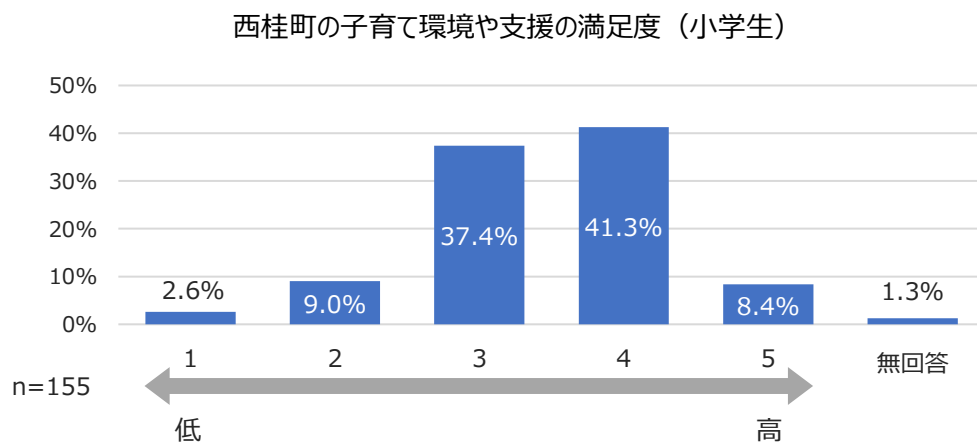
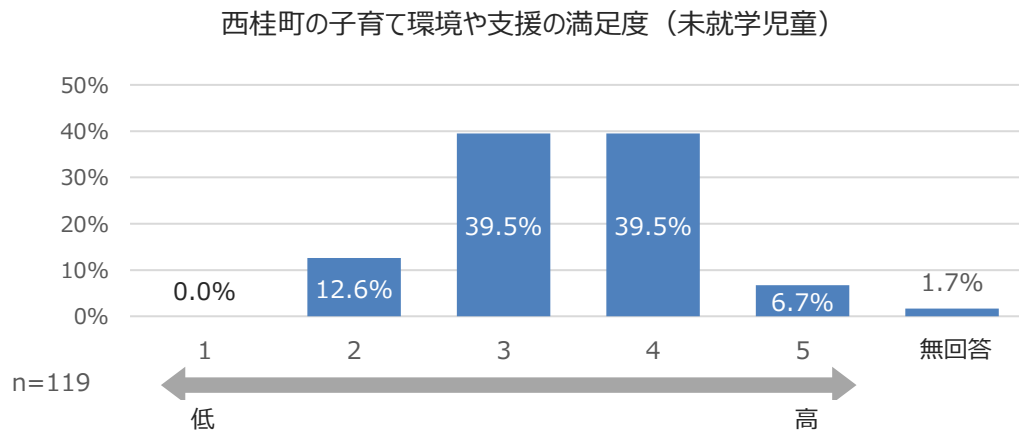
子育て支援センターの今後の利用希望について、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」と回答した割合が52.1%と最も高い一方、「利用していないが、今後利用したい」と、「既に利用しているが、今後は利用回数を増やしたい」と回答した割合は合わせて約4割となっています。

子育て支援センターの今後の利用希望（未就学児童）



(3) 子育て環境や支援の満足度

当町の子育て環境や支援の満足度について、未就学児童は「3」、「4」と回答した割合が、小学生は「4」と回答した割合が最も高く、未就学児は39.5%、小学生は41.3%となっており、子育て環境や支援に概ね満足していることが窺えます。



第3章 第2期子ども・子育て支援事業計画の検証

1. 保育サービスや保育支援サービスの見込値および実績値

第2期子ども・子育て支援事業計画では、国から示された基本指針に基づき、各事業の量の見込みおよび確保の内容を定め、事業を推進してきました。

(1) 教育・保育事業

区分		見込値 (令和6年度)	実績値 (令和6年度)
1号	3-5歳 教育	3人	8人
2号	3-5歳 教育	1人	—
	3-5歳 保育	60人	75人
3号	0歳 保育	4人	2人
	1-2歳 保育	28人	33人

(2) 地域子ども・子育て支援事業

事業名	見込値 (令和5年度)	実績値 (令和5年度)
〈延長保育事業〉 認可保育所において、標準時間保育や短時間保育の前後に時間を延長して保育を行う事業	54人	64人
〈放課後児童健全育成事業〉 保護者が日中就労等のために家庭にいない小学生に対し、授業終了後に児童館や小学校の余裕教室等において、適切な遊びと生活の場を提供する事業	73人	102人
〈子育て短期支援事業（ショートステイ事業）〉 保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において養育・保護を行う事業（原則として7日以内）	0人日/年	—
〈地域子育て支援拠点事業〉 地域の子育て支援情報の提供に努め、子育て全般に関する専門的な支援拠点として機能するとともに、地域支援活動を実施する事業	110人回/年	101人回/年
〈一時預かり事業（幼稚園・認定こども園一時預かり）〉 家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を幼稚園・認定こども園で一時的に預かる事業	520人日/年	-
〈一時預かり事業（保育施設一時預かり、在園児対象型を除く）〉 家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を保育施設等で一時的に預かる事業	52人日/年	27人日/年
〈病児・病後児保育事業〉 病気回復期の児童を家庭で保育できない時、看護師・保育士がいる専用施設内で一時的に預かり、保護者の子育てと就労の両立を支援する事業	108人日/年	14人日/年
〈子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）〉 乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業	0人日/年	-
〈利用者支援事業〉 子ども及びその保護者等、または妊娠している方が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な実施場所で情報収集と提供を行い、必要に応じ相談・助言等を行う事業	1か所	1か所
〈妊婦健診の助成〉 妊婦健診の費用助成を行う事業	42人/年	21人/年
〈乳児全戸訪問事業〉 妊婦を対象に、助産師や保健師が家庭を訪問し、妊娠・出産・子育てについて相談等を行う事業	28人/年	16人/年
〈養育支援事業〉 養育支援が特に必要であると判断した家庭を対象に、助産師・保健師・保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行い、その家庭の適切な養育の実施を確保するための事業	1人/年	1人/年

* 「子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）」については、要望等により早期着手に努めます。

* 「一時預かり事業（幼稚園・認定こども園一時預かり）」については、現時点で幼稚園・認定こども園は町内になく、他市町村に通園している状況のため、町としての実績は、ないものとなります。



2. 各事業の実施状況

◆地域で支える子育てのまちづくり◆

1. 地域における子育て支援の充実

事業	担当部局
(1) 保育サービスの充実	
・保育を必要とする子どもの受入体制の整備	保育所・子育て支援課
・多様化するニーズに合わせた保育サービスの充実	保育所・子育て支援課
・家庭的保育事業	子育て支援課
・子育て短期支援事業（ショートステイ事業）	子育て支援課
・夜間養護等事業（トワイライトステイ）	子育て支援課
・病児・病後児保育事業	子育て支援課
・特定保育事業	子育て支援課
・保育サービスの質の向上	保育所・子育て支援課
・保育体制の整備	保育所・子育て支援課
・保育所の地域活動の推進	保育所・子育て支援課
(2) 子育てに関する適切な情報提供の推進	
・子育てに関する情報提供	保育所・子育て支援課
・多様な媒体の活用	保育所・子育て支援課
・西桂町子育て応援“きずな”アプリの活用	保育所・子育て支援課
・専門性の高い情報提供の充実	子育て支援課
(3) 子育てに関する相談体制の充実	
・相談事業の充実	保育所・子育て支援課
・すくすく1歳お食事相談、すこやか相談の充実	子育て支援課
・相談担当者の資質向上	保育所・子育て支援課
(4) 地域の子育て支援機能の充実	
・地域で子どもを育てる活動の推進	保育所・子育て支援課
・住民参加による子育て支援サービスの推進	子育て支援課
・育児支援家庭訪問事業	子育て支援課
・地域社会全体の子育て意識の向上	子育て支援課
・地域の子育て関係機関の連携・協力	教育委員会・子育て支援課
・地域ぐるみの問題行動への対応	総務課・教育委員会
・世代間交流に向けた地域活動の推進	子育て支援課
・地域の人材の活用・育成	子育て支援課
・ファミリー・サポート・センター事業	子育て支援課
(5) 経済的支援の推進	
・各種制度の推進	教育委員会・子育て支援課
・児童手当の支給	子育て支援課
・子どもの医療費助成	子育て支援課
・保育料等の優遇	子育て支援課
・小中学校給食費の無償化	教育委員会
・三世帯同居の推進	子育て支援課

《実施状況》

事業は概ね計画どおり進捗している。今後の主な課題として、様々な保育サービスや相談事業を活用してもらうために、情報提供の手法や媒体について検討する必要があるとともに、保育のICT化を通して保育士や保護者の負担を軽減し、保育の質の向上を図る必要がある。

2. 仕事と家庭生活の充実

事業	担当部局
(1) 男女共同参画の推進	
・男女共同参画意識の啓発	総務課
・子育てに向けた父親像に関する意識啓発	子育て支援課
(2) 子育てと両立できる就労環境の整備	
・企業への啓発活動の推進	総務課
・住民への啓発活動の推進	総務課
・次世代育成支援対策推進法の周知	子育て支援課
・取り組み事例の収集・提供	総務課・子育て支援課
《実施状況》 今後の主な課題として、仕事と出産・子育ての両立が可能な環境を作るために、企業や住民への啓発活動を行い、制度や情報の周知・普及に努める必要がある。	

3. 子どもの健やかな成長支援

事業	担当部局
(1) 安全な妊娠・出産への支援	
・妊婦健康診査の充実	子育て支援課
・妊婦訪問の充実	子育て支援課
・マタニティクラスの充実	子育て支援課
・母親クラブの充実	子育て支援課
・禁煙・禁酒の指導	子育て支援課
・不妊に関する取り組み	子育て支援課
(2) 母子の健康づくり支援	
・赤ちゃん訪問指導の推進	子育て支援課
・乳幼児健康診査等と事後指導等の充実	子育て支援課
・乳幼児期から始める生活習慣病予防対策の充実	子育て支援課
・母子の歯科保健対策の充実	子育て支援課
・小児の事故防止対策の推進	子育て支援課
(3) 小児医療の充実	
・子どもの医療サービスの充実	子育て支援課
・小児救急医療体制の整備	子育て支援課
(4) 食育の推進	
・妊婦に対する食に関する学習の機会や情報提供の充実	子育て支援課
・食生活に関する啓発事業の推進	子育て支援課
・体験活動や子ども参加型の取り組み	福祉保健課・子育て支援課
・発達段階に応じた食に関する学習機会や情報提供	教育委員会・子育て支援課
(5) 思春期保健対策の推進	
・心のケアに関する相談体制の整備	教育委員会
・たばこ・アルコール・薬物に関する教育の推進	教育委員会・子育て支援課
・性教育の充実	教育委員会・子育て支援課
《実施状況》 事業は概ね計画どおり進捗している。今後の主な課題として、勤務している妊婦が増加していることから、多忙な妊婦でも参加がしやすいよう開催する時間・曜日等を検討するとともに、不参加者に対しても情報が行き届くよう情報提供を工夫する必要がある。	

4. 要保護児童へのきめ細やかな取り組み

事業	担当部局
(1) ひとり親家庭への支援の充実	
・各種制度の推進	教育委員会・子育て支援課
・ひとり親家庭日常生活支援事業	子育て支援課
・ひとり親家庭の自立支援	子育て支援課
・ひとり親家庭の保護者の就労支援	子育て支援課
・地域での見守り活動の推進	教育委員会・子育て支援課
・相談体制の充実	子育て支援課
(2) 障害児への支援の充実	
・すこやか相談の充実	福祉保健課・子育て支援課
・障害児支援の充実	保育所・福祉保健課 ・子育て支援課
・発達障害を含む障害のある児童生徒に対する適切な教育的支援	福祉保健課・教育委員会 ・子育て支援課
(3) 子どもへの虐待防止対策の推進	
・児童虐待防止に関する啓発活動の推進	保育所・子育て支援課
・児童虐待防止体制の整備	保育所・教育委員会 ・福祉保健課・子育て支援課
・「子どもを守る地域ネットワーク」の設置、機能強化	子育て支援課
・山梨県との連携	子育て支援課
《実施状況》 事業は概ね計画どおり進捗している。今後の主な課題として、ひとり親家庭が自立するために必要な支援や事業が十分に行き届いていないため、これまで以上に推進する必要がある。	



◆生きる力を育む、心身ともにたくましい人づくり◆

1. 教育の充実

事業	担当部局
(1) 生きる力を育む学校教育の充実	
・次代の親の育成	保育所・教育委員会
・学力・知識や問題解決能力の向上	教育委員会
・外部の人材の協力による学校の活性化	教育委員会
・豊かな心の育成	教育委員会
・信頼される学校づくりの推進	教育委員会
・子どもの健やかな体づくりの推進	教育委員会
・健康教育の推進	教育委員会・福祉保健課 ・子育て支援課
・本に親しむ機会の推進	教育委員会
(2) 幼児教育の充実	
・幼児教育機会の提供	子育て支援課
・幼児教育と小学校教育の円滑な接続	保育所・教育委員会
・乳幼児の絵本とのふれあいの推進	子育て支援課
《実施状況》 事業は概ね計画どおり進捗している。今後の主な課題として、自殺防止対策を強化することや、道徳・特別活動を通して自殺対策を含めた健康教育をさらに推進する必要がある。	

2. 家庭と地域における子育て機能の強化

事業	担当部局
(1) 家庭と地域における子育て機能の強化	
・子育て支援センター事業	子育て支援課
・つどいの場の整備	保育所・子育て支援課
・離乳食・育児教室の推進	子育て支援課
・子育てセミナーの推進	子育て支援課
・親子のふれあい事業の充実	子育て支援課
《実施状況》 事業は概ね計画通り進捗している。今後の主な課題として、子育ての不安軽減を図るために事業やセミナーのPRを強化して参加者を拡大するとともに、参加者一人ひとりに寄り添った支援ができるよう推進する必要がある。	

3. 子どもの健全育成

事業	担当部局
(1) 地域での居場所の確保	
・放課後児童クラブの充実	子育て支援課
・児童館の利用促進	子育て支援課
・公園の維持管理	建設産業課
(2) 交流活動、自主的活動の充実	
・異年齢間の交流促進	子育て支援課
・子どもの文化活動への支援	教育委員会
《実施状況》 事業は概ね計画通り進捗している。今後の主な課題として、地域の子どもたちが安心・安全に公園施設が利用できるよう維持管理を徹底するとともに、子どもの居場所確保のため、さらなる事業内容の充実を図る必要がある。	

◆子と親にやさしい安心育児環境づくり◆

1. 安心して子育てができる快適環境の整備

事業	担当部局
(1) 安全・快適な道路交通環境の整備	
・子どもや子育て家庭に配慮した道路整備	建設産業課
・交通安全施設の設置	総務課・建設産業課
(2) 親子連れにやさしい公共施設等の整備	
・利用者の視点に立った公共施設等の整備	総務課・教育委員会
・バリアフリーマップの作成	福祉保健課
(3) 子どもを取り巻く有害環境対策及び情報モラル教育等の推進	
・インターネット等の有害情報対策の推進	教育委員会
・性や暴力等に関する有害情報等の関係する業界への自主規制の働きかけ	教育委員会
《実施状況》 事業は概ね計画どおり進捗している。今後の主な課題として、古くなった道路や公共施設の整備を行うとともに、子どもをはじめ高齢者・障害者等が安心して生活できるようバリアフリーマップを作成する必要がある。	

2. 子どもの安全対策の推進

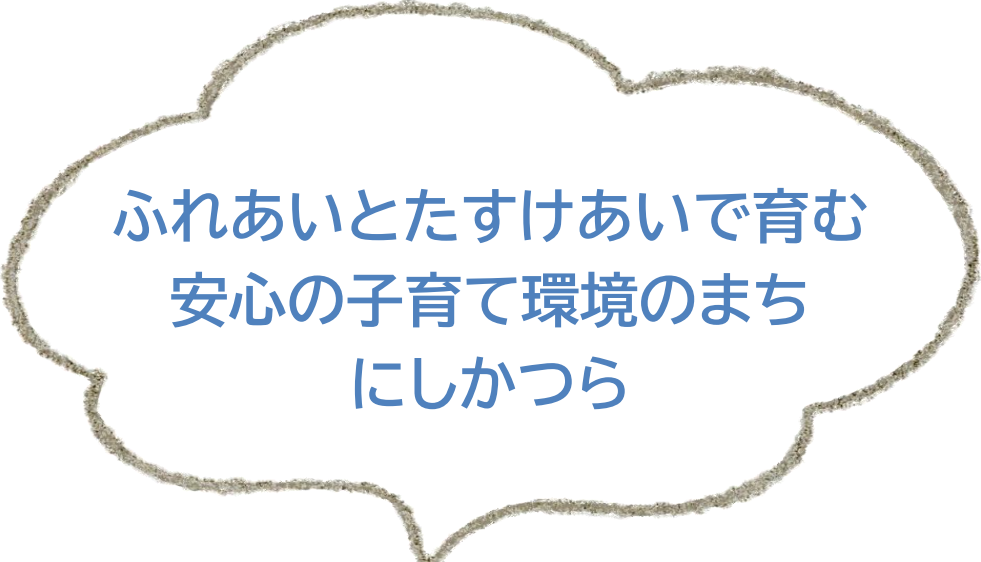
事業	担当部局
(1) 子どもの交通安全対策の推進	
・交通安全教育の推進	総務課・保育所・教育委員会
・職員の指導力の向上、民間の指導員の育成	総務課
・児童・幼児の自転車乗車時のヘルメット着用の推進	総務課・教育委員会
・登校班長教育の推進	教育委員会
・チャイルドシート使用の徹底	総務課
(2) 子どもを犯罪被害から守るための対策の推進	
・防犯教育の充実	総務課・教育委員会
・地域安全情報の提供・共有化	総務課・福祉保健課・教育委員会
・関係機関等との情報交換	総務課
・スクールガードリーダーの配置	教育委員会
・子ども 110 番の家の拡大	総務課・教育委員会
《実施状況》 事業は概ね計画どおり進捗している。今後の主な課題として、地域の安全をより推進するため、地域安全情報の提供及び各種関連団体との共有を行うとともに、子ども 110 番の家を表示した西桂町安全マップの配布などを行い、子どもの安全対策の推進をする必要がある。	

第4章 計画の基本方針

1. 基本理念

当町では、「第2期子ども・子育て支援事業計画」の基本理念として、「**ふれあいとたすけあいで育む 安心の子育て環境のまち にしかつら**」を掲げ、町民や地域の関係団体等との協働のもと、計画を推進してきました。

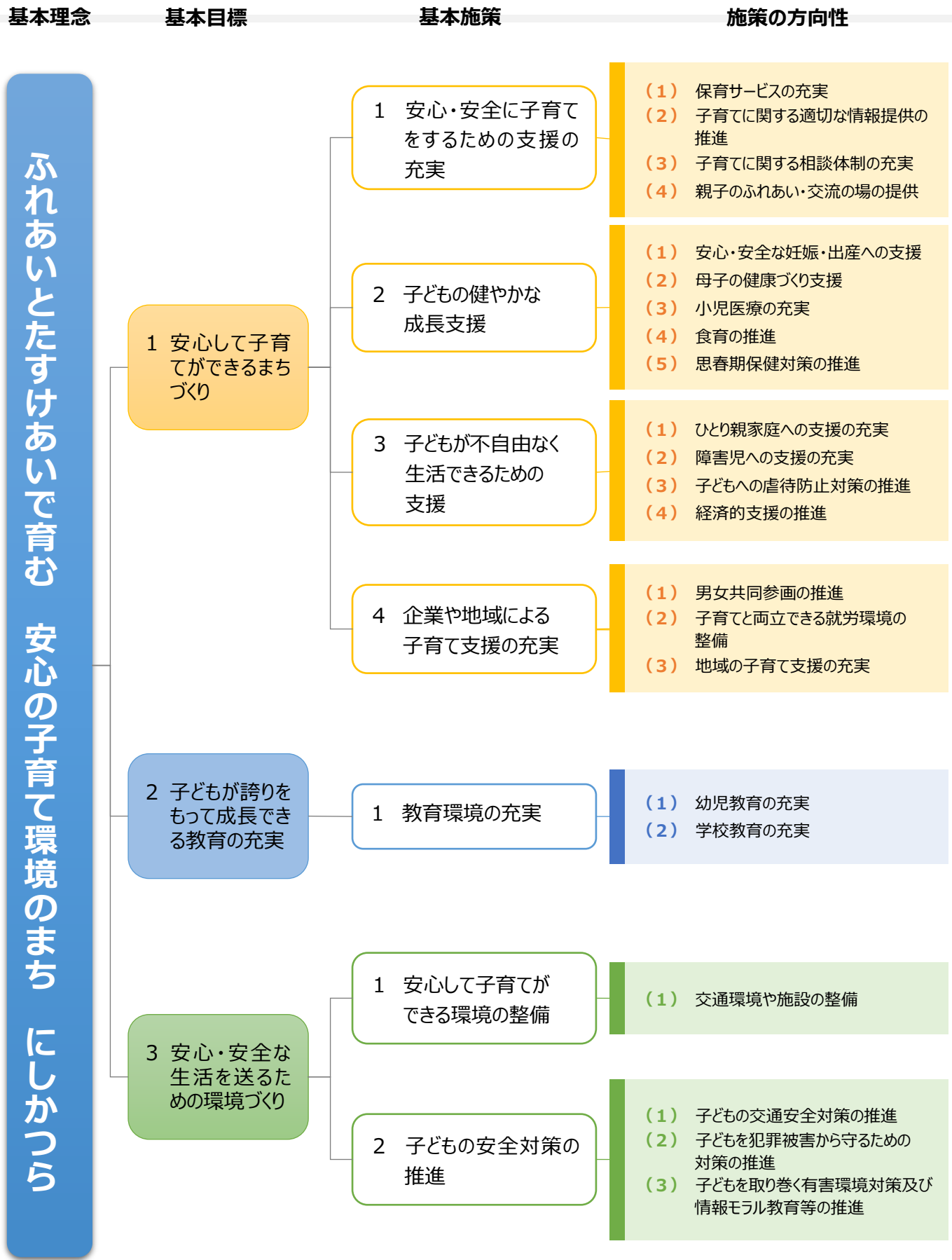
子ども・子育てに対する施策は、中長期的な方針をもって推進することが必要であることから、本計画においても、この基本理念を継承し、町民や地域の関係団体等とのさらなる連携・協働を通して家庭づくりの喜びを実感できるとともに、安心して子育てができるまちづくりを推進します。



ふれあいとたすけあいで育む
安心の子育て環境のまち
にしかつら



2. 施策の体系



第5章 基本目標に係る各施策の実施について

基本目標1 安心して子育てができるまちづくり

▶ 基本施策1 安心・安全に子育てをするための支援の充実

近年、女性の社会進出が進んだことによる共働き家庭の増加や、核家族化といった家族形態の変化、地域住民同士のつながりの希薄化等により、子育て中の家庭の孤立が問題視されています。子育て世代が孤立せず、安心して子育てができるようになるためには、気軽に相談できる相談窓口の周知や子育て世代の交流事業などといった、町や地域が一体となって行う子育て支援を充実させる必要があります。

地域における子育て支援は、保護者の心身の負担軽減や仕事と子育ての両立を目的に、それぞれのニーズに合った支援・サービスの提供を行い、保護者が子育てをしやすい環境を整えることが大切となります。第3期計画においても、子育て家庭のニーズを正しく把握し、必要なサービスの提供に努めるとともに、地域として子育てに積極的に関わっていくことで、すべての家庭が安心して子育てできる環境を整えることができるよう、取り組んでいきます。

施策の方向性

(1) 保育サービスの充実

当町の女性の就業率は山梨県よりも高くなっていることに加え、ニーズ調査によると、幼稚園や保育所（園）などの「定期的な教育・保育の事業」を利用している方は約8割にのぼり、働きながら子育てをしている方が多くいることがわかります。

当町では、保護者が働きながらでも安心して子育てができる環境を整えるため、保育所等の受入体制を整備し、延長保育や一時保育等、保護者の働き方に合わせた弾力的なサービスの提供に努めてきました。今後も保護者のニーズを正しく把握し、それに対応した多様なサービスの充実に努めます。また、保護者が安心して子どもを預けられるよう、保育サービスの質や保育所の運営面での向上を図るとともに、情報提供や相談体制の強化、園庭の開放等の活動を通して、地域に開かれ、かつ地域に支えられる、地域密着型の保育所づくりを進めていきます。

事業・施策名	内容	担当部局
保育を必要とする子どもの受入体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> 将来の児童数やニーズ等を踏まえながら、保育室の拡充・保育士の確保に努めることで、保育所等の受入体制を整備します。 保護者のニーズを適宜把握し、0歳児保育や1～2歳児保育の拡充を図ります。 保育所入所条件の緩和や地域との連携により、保育サービスの量的な拡充を図ります。 	保育所 子育て支援課

事業・施策名	内容	担当部局
多様化するニーズに合わせた保育サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 保護者のニーズに合わせて、保護者が抱える様々な不安や負担の解消、仕事等の社会的活動と子育ての両立を支援します。 ● 子育ての負担感を緩和し、安心して子育てができる環境を整備し、保護者の利便性と継続就労の支援、子どもの福祉の向上を図る保育サービスを提供します。 	保育所 子育て支援課
家庭的保育事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 就労形態等保護者のニーズに合わせて、家庭的保育の実施を検討します。 	子育て支援課
子育て短期支援事業（ショートステイ事業）	<ul style="list-style-type: none"> ● 保護者の疾病等により、一時的に保育が難しくなった子どもを預かって保育を行うショートステイ事業を実施します。 	子育て支援課
夜間養護等事業（トワイライトステイ）	<ul style="list-style-type: none"> ● 保護者の就労等のため、平日夜間や休日等に家庭で養育することが困難である場合に、子どもを一時的に保護する夜間養護等事業（トワイライトステイ）について、ニーズ等を踏まえながら実施を検討します。 	子育て支援課
病児・病後児保育事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 病気等で保育所等に通所できず、かつ保護者の就労等で家庭での保育が困難である場合に、病院や診療所等で保育を行う病児・病後児保育事業について山梨県全域での広域利用により対応していきます。 	子育て支援課
特定保育事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 保護者がパートタイムで就労している等の理由で、家庭での保育が一時的に困難である場合に、保育所入所の対象にならない子どもを対象に、ニーズ等を踏まえながら一時的な保育サービスの実施を検討します。 	子育て支援課
保育サービスの質の向上	<ul style="list-style-type: none"> ● 保育士等の職員の資質の向上のため、研修機会や地域関連団体との情報交換の機会の充実を図ります。 ● 近隣市町村における保育サービスの事例研究を進めます。 	保育所 子育て支援課

事業・施策名	内容	担当部局
保育体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 保護者のニーズに合わせて、保護者が必要とする様々な情報の積極的な提供や苦情に対する客観的かつ適切な対応を行うための体制の確立、保育サービスの質についての公正かつ適切な評価のための仕組みの導入等を推進します。 ● 保育所において子どもが安全に安心して過ごせる保育サービスを提供します。 	保育所 子育て支援課
保育所の地域活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 農業体験や子育て支援の会による保育ボランティア、小中高校の児童生徒の保育所訪問、保育見学及び体験等により、老若男女の地域住民が子育て支援活動に主体的にかかわれる環境の整備を進めます。 ● 保育所で地域に開かれた行事等を開催します。 	保育所 子育て支援課

(2) 子育てに関する適切な情報提供の推進

家庭の状況や子どもの発育段階等、一人ひとりの状況に応じた適切な支援を届けるため、「西桂町子育て応援“きずな”アプリ」や広報紙などの多様な媒体を活用し、子育てに関する多岐にわたる情報を整理・選別し、子どもの月齢や年齢に応じた内容で、必要とされている人に適切な情報提供を実施していきます。

事業・施策名	内容	担当部局
子育てに関する情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ● 児童館だより、保育所だより等を配布して、子育てに関する情報の提供を行います。 	保育所 子育て支援課
多様な媒体の活用	<ul style="list-style-type: none"> ● 広報紙を通じた情報提供を進めます。 ● 保育所や公共施設における情報掲示や、パンフレット・リーフレットやガイドブック、インターネット、スマートフォン等、町民のニーズに合った多様な媒体の活用により、保護者が必要な時に必要な情報を得られる情報提供体制の整備に努めます。 	保育所 子育て支援課
西桂町子育て応援“きずな”アプリの活用	<ul style="list-style-type: none"> ● 予防接種、発育記録の管理、児童館、支援センター、保育事業などの情報を発信します。 	保育所 子育て支援課
専門性の高い情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 県等と連携を図り、医療・教育等の分野別の専門家や専門機関等に関する情報を収集・整理し、いつでも必要な情報が提供できるよう、様々な媒体を利用していきます。 	子育て支援課

（３）子育てに関する相談体制の充実

ニーズ調査によると、子育てに対する負担感について、「非常に感じる」と「少し感じる」と回答した保護者の割合は約６割となっており、児童虐待等の深刻な問題を引き起こす可能性も危惧されることから、引き続き負担軽減に向けた取り組みを行う必要があります。

第３期計画においても、家庭状況や子どもの発育段階等によって、子育ての不安が異なることを念頭におき、子育て中の家庭が孤立しないよう、適切な相談サービスの提供体制の充実に努めます。

事業・施策名	内容	担当部局
相談事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 役場で月２回実施している母子相談や保育所、子育て支援センター、児童館において随時受け付けている相談、電話相談を中心として、子育て・発達・教育等に関する各種の相談事業を推進します。 ● 子どもに関わる相談ができる総合的な窓口の設置、個人情報に留意した e メールを活用等、より相談しやすい体制づくりに努めます。 ● イベント等、事業を行っていく中で誰でも出入りしやすい施設環境を整備します。 	保育所 子育て支援課
すくすく１歳お食事相談、すこやか相談の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● １歳児を対象として、すくすく１歳お食事相談を年４回実施し、疾病や障害の早期発見・早期治療に向け、身体計測、子育てに関する相談、保健指導を行います。 ● 子育ての不安解消や子育て中の家庭の孤立防止のため、グループワーク等を実施し、母親同士が交流を図るきっかけづくりを行うほか、１歳児の親子で一緒に食事をするにより食事量・内容・摂取方法等を学ぶ機会づくりに努めます。 ● 乳幼児健康診査等において精神・運動等の発達に問題があるか、または将来その恐れがあるとされた乳幼児を対象としたすこやか相談を実施し、その特性に応じた適切な指導、療育相談を行います。 ● 事業を行う専門職の資質の向上に努めます。 	子育て支援課
相談担当者の資質向上	<ul style="list-style-type: none"> ● 相談内容の多様化・複雑化・専門化等に対応し、相談者のニーズに合った的確なアドバイスができるよう、県で開催される講習会等を通して相談担当者の育成、資質の向上に努めます。 	保育所 子育て支援課

（４）親子のふれあい・交流の場の提供

子どもの健やかな成長のためには、保護者が孤立感や負担感を抱くことなく、子どもと向き合えるようにすることが重要です。そのためには家庭と地域の結び付きを強くし、地域の様々な世代の人々が親子を応援できる環境を整備する必要があるとされています。

第3期計画においても、親子の交流事業や地域を通じて、保護者の負担軽減や子どもの豊かな心の醸成に努めていきます。

事業・施策名	内容	担当部局
子育て支援センター事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 子育て家庭の交流や親子のふれあい、遊びの場として多くの方に利用してもらえるよう、子育て支援センターのPRを行います。 ● 子育て支援センターにおける活動内容の充実に努め、子育ての不安軽減等を図ります。 ● 就学前の子どもとその保護者が過ごしたり、保護者同士が交流を深めたりすることができる場を提供します。 ● 専門職を配置し、子育ての相談や情報提供等の支援をします。 	子育て支援課
子育てセミナーの推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 就学前の子どもをもつ母親を対象とした母子保健や子育てに関する正しい知識の普及・啓発を図る子育てセミナーについて周知に努め、参加者拡大を図るとともに、歯科衛生、事故防止、幼児食等、内容の充実に努めます。 	子育て支援課
児童館の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 子どもや親の自由な交流ができる屋内施設として、児童館の利用促進を図ります。 	子育て支援課

基本施策2 子どもの健やかな成長支援

妊娠・出産・子育てにおいて、母子の心身の健康が保持・増進されることは、非常に重要なこととなります。当町では、妊婦及び乳幼児に対する健康診査をはじめ、乳児のいる家庭への全戸訪問等、妊娠・出産・子育てに関するサポート体制の充実を図っていきます。また、小児医療体制の整備に努めるとともに、生涯にわたる健康的な生活習慣の確立へ向けて、食育を中心とした健康教育を推進していきます。なお、若者への保健対策について、家庭や地域及び次代の親となる中高生への啓発活動を進めていきます。

施策の方向性

(1) 安心・安全な妊娠・出産への支援

安心・安全な出産に向け、日常生活全般にわたるきめ細かな健康管理のための知識の提供をはじめ、妊娠・出産・子育てに対する不安の軽減を図る心のケア、さらには子育ての知識・技術の習得や体験学習機会の提供等の充実を図ります。また、流産・早産や低出生体重児の出産等の危険因子となる母親本人の喫煙や受動喫煙、飲酒への対策についての取り組みを進めるとともに、不妊治療を行っている夫婦への適切な情報提供や相談等の対応を行います。

事業・施策名	内容	担当部局
妊婦健康診査の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 妊娠期の健康管理及び安心・安全な出産のため、妊婦に対する健康診査を医療機関に委託し、充実を図ります。 ● 定期的な健診の受診率向上を図るため、より一層の情報の周知・啓発に努めます。 ● 医療機関との連携を深め、妊婦健康診査後の保健指導の充実に努めます。 ● 結果票の返送には時間がかかるため、マタニティクラスへの参加を勧め、本人に確認できる機会を設けます。 	子育て支援課
妊婦訪問の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 保健師が訪問などにより、妊婦等に対する保健指導及び健康相談に応じます。 ● 母子健康手帳交付時の面接で支援が必要と考えられる方やハイリスク家庭等の要フォロー者については、通常の訪問以外にも別途訪問を行います。 ● 妊娠・出産・産後に生じるストレスの軽減のため、ニーズに合った訪問指導による心のカウンセリングを実施し、マタニティブルーや産後うつ病等の早期発見・早期治療に努めます。 	子育て支援課

事業・施策名	内容	担当部局
マタニティクラスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 出産を迎える妊婦等を対象に、妊娠・出産・子育てに関する基礎知識の普及と親としての意識の高揚を図り、妊婦同士の仲間づくりに重点をおいた交流機会を提供します。 ● 母子健康手帳の交付時等、様々な機会を利用して、マタニティクラスへの参加を促し、また参加しやすい日時や内容等を検討しながら参加者の拡大を図ります。 ● プログラムの中に両親学級を組み込み、妊娠期から夫婦とともに子育てについて学ぶことができる機会の提供に努めます。 	子育て支援課
禁煙・禁酒の指導	<ul style="list-style-type: none"> ● 母子健康手帳交付時、マタニティクラス及び妊婦訪問等の機会に、本人や周囲の方の喫煙（受動喫煙）、飲酒の健康への影響や、禁煙・分煙、禁酒の方法等について指導を行い、指導後、変化があったか等のフォローアップを様々な機会において実施していきます。 	子育て支援課
不妊に関する取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ● 不妊で悩み、不妊治療を実施、検討している夫婦を対象に、県の不妊相談センターや特定不妊治療費助成事業の紹介等の効果的な情報提供に努めます。 ● 不妊で悩む夫婦に対し、不妊治療に要する費用の一部を助成していきます。 	子育て支援課



(2) 母子の健康づくり支援

新生児訪問指導、乳幼児健康診査と事後指導、乳幼児相談、予防接種等をより一層充実させるほか、特に生活習慣病対策として、好ましい食習慣や生活のリズムの確立への支援や、これまでも重点的に取り組んできた歯科保健指導について充実を図ります。また、乳幼児の死亡原因の上位である窒息、溺水、転落、やけどといった不慮の事故を未然に防ぐため、講習会を開催する等、子どもの安全対策に取り組めます。

事業・施策名	内容	担当部局
赤ちゃん訪問指導の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 生後4か月までの赤ちゃんと母親を対象に保健師等が家庭訪問し、出産状況等の確認、身体計測、発達チェックを行います。また、対象者の状況に応じて複数回の訪問も実施し訪問率100%を目指します。 ● 健康管理に必要な知識と適切な情報の提供、町の母子保健サービス・予防接種等の紹介・説明、さらには相談に応じて必要なアドバイスをを行い、また交流の場としての子育て支援センター等への参加を勧めます。 	子育て支援課
乳幼児健康診査等と事後指導等の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 4・7・10か月児を対象とする乳児健診を行います。 ● 1歳までの間に2回受診できる診察券を交付します。 ● 法定健診（1歳6か月、3歳）に加え、「2歳児健診」を実施します。3歳までの間に、年に1回の健診・相談を行うことで、乳幼児の成長発達を見守り、切れ目のない支援を行います。 ● 疾病や障害の早期発見と心身の健全な発育を促すとともに、子育ての不安軽減を図ります。 ● 健康診査を子育てや発育の相談・情報提供、啓発の場として、より一層活用します。 ● 健診等の通知を早期に出すことで、仕事や用事等の調整ができるようにし、受診率の向上に努めます。 ● 継続指導が必要な子どもを対象に、精密検査や専門機関の紹介、個別相談等のフォローアップ体制の充実に努めます。 	子育て支援課

事業・施策名	内容	担当部局
乳幼児期から始める生活習慣病予防対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> 生涯にわたる健康的な生活習慣の確立のために、乳幼児・児童・生徒をもつ保護者等を対象に、子どもの生活リズムの確立や食生活、歯の健康等について、広報紙をはじめとして様々な媒体を利用して意識の啓発と知識の普及に努めます。 乳幼児健診や子育てセミナー等、様々な機会において対策を行います。 	子育て支援課
離乳食・育児教室の推進	<ul style="list-style-type: none"> 生後3～5か月の離乳食初期、生後7～9か月の離乳食中後期の子どもをもつ母親を対象に、それぞれの発達段階に沿った離乳食教室を実施するとともに、子育て全般に関する知識の習得、良好な親子関係の育成、母親同士の交流等を行います。 母親のニーズに合わせた内容の充実に努めます。必要に応じて、乳児健診等で離乳食の進め方等についてフォローアップを行います。 	子育て支援課
母子の歯科保健対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> 歯科保健に関して、歯科衛生思想の普及・啓発を図ります。 母親の妊娠期から幼児期、青少年期に至るまでの継続した指導を行います。 妊婦歯科健診、1歳6か月児健診（歯科）、2歳児歯の検診、3歳児健診（歯科）の受診率の向上に努め、ブラッシング指導等集団指導の内容充実を図ります。 むし歯をつくらない指導のため、保育所と連携を強化し、保育所に歯科衛生士が出向く虫歯予防教室の開催、年1回開催する健康づくりのつどいにおける虫歯ゼロの子（3歳児）の表彰等を推進します。 	子育て支援課
小児の事故防止対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> 乳幼児健診や子育てセミナーの場を利用して、子どもの事故防止について意識の啓発を図ります。 子どもの発達段階に応じた事故防止及び適切な応急処置等に関する講習会を開催します。 パンフレットを作成する等、事故時の救急連絡先について情報提供を行います。また、救急法や事故防止の指導を行います。 	子育て支援課

（３）小児医療の充実

小児医療を充実させ、子どもたちがいつでも安心して質の高い医療サービスを受けられることを保障することは、安心して子どもを産み育てることができる環境を整える上で重要な要素となります。休日・夜間における小児医療の場として、平成 20 年に富士吉田市に富士・東部小児初期救急医療センターが開設されており、当町では連携しながら小児医療の充実に努めるとともに、子どもの予防接種時や広報誌等を通じた周知を行い、子どもの医療サービスの充実に努めます。

事業・施策名	内容	担当部局
子どもの医療サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 伝染性の疾病のまん延の防止を目的に、定期的に予防接種を行います。 ● 子どもインフルエンザ予防接種助成制度を導入します。 ● 広報紙等を通じた周知の強化を図ります。 	子育て支援課
小児救急医療体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 富士吉田市に富士・東部地域の初期救急として小児初期救急医療センターが設置されていますが、夜間 0 時からの小児救急医療体制が整っていないため、救急処置法等教室の中で周知していきます。 ● センターと連携して医療体制の充実に努めます。 	子育て支援課



(4) 食育の推進

子どもの健やかな心身の成長を促すためには、子どもに食事の大切さを知ってもらうとともに、良い食習慣を身につけてもらうこと、さらには食事を通じた家族の団らんの大切さや食事の楽しさ等を学んでもらうことが重要です。

当町では、親子料理教室等の機会・場づくりなどを通して、生涯にわたる健康づくりの基本となる食の大切さを広め、乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた食に関する情報・知識等の提供を行い、子どもの心と身体健康づくりを推進していきます。

事業・施策名	内容	担当部局
妊婦に対する食に関する学習の機会や情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 低出生体重児の増加を踏まえ、母親の健康を確保するために、妊娠前からの適切な食生活の重要性も含めて、妊産婦等を対象とした食に関する学習の機会づくりを提供します。勤務している妊婦が増え、平日の昼間は教室に参加しづらい現状があるため、初妊婦でも参加しやすい時間帯や曜日等での開催に努めます。 ● 教室に参加できない場合は、妊婦訪問時に相談や指導を行います。 	子育て支援課
食生活に関する啓発事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 幼児健診の際、栄養士による栄養指導を行います。 ● 乳幼児の栄養に関するレシピを作成し、栄養指導の充実を図ります。 ● 不参加者へのフォローや内容の見直しに努めます。 	子育て支援課
体験活動や子ども参加型の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ● いきいき健康福祉センターの調理室等を活用した食事づくり等の体験活動等、子ども参加型の取り組みを進めます。 ● 参加しやすい時間帯や曜日等での開催に努めます。 	福祉保健課 子育て支援課
発達段階に応じた食に関する学習機会や情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ● 保健、教育等、様々な分野との連携のもと、食事バランスガイド等の指針を活用して、乳幼児期から思春期までの発達段階に応じた食に関する学習の機会づくりや情報提供に努めます。 ● 不参加者へのフォローや内容の見直しに努めます。 	教育委員会 子育て支援課

(5) 思春期保健対策の推進

思春期の子どもたちが心身ともに健康に成長することができるよう、心のケアを充実させるとともに、正しい知識の普及や意識啓発に努めていきます。また、家庭・学校・地域が連携し、地域ぐるみで少年少女の喫煙・飲酒や薬物乱用の防止も合わせて取り組んでいきます。

事業・施策名	内容	担当部局
心のケアに関する相談体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 思春期の心の悩みをケアする専門家の養成を図る等、相談体制の整備を図ります。 ● いじめや不登校等、子ども自身が抱えている悩みを解消するため、スクールカウンセラー・養護教諭等の確保・設置に努め、子どもたちのメンタルヘルスケア（心の健康管理）の取り組みを推進します。 	教育委員会
たばこ・アルコール・薬物に関する教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校の保健体育の授業を中心に、道徳・特別活動の授業を通した、たばこ・アルコール・薬物に対する意識啓発を推進します。 ● 家庭や地域と協力して問題行動の防止に努めます。 	教育委員会 子育て支援課
性教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 小中学校の教員が中心となって、保健体育の授業等を利用した性教育指導を充実させ、必要に応じて協力をします。また、家庭の役割の重要性を保護者に啓発します。 	教育委員会 子育て支援課



基本施策3 子どもが不自由なく生活できるための支援

子どもの貧困は、経済的な面だけではなく、心身の健康や衣食住、進学機会や学習意欲、前向きに生きる気持ちを含め、子どもの権利利益を侵害するとともに、社会的孤立にもつながる深刻な問題であると言われています。また、貧困及び貧困の連鎖によって子どもの将来が閉ざされることなく、生まれ育った環境によって左右されないよう、地域や社会全体で課題を解決することが重要とされています。

これまで当町では、経済的な支援だけでなく、障害児への支援や虐待防止対策など、子どもが不自由なく生活できるための様々な方面からの支援に取り組んできました。第3期計画においても、全ての子どもが幸せな状態で成長できるよう、様々な方面からの支援に取り組んでいきます。

施策の方向性

(1) ひとり親家庭への支援の充実

全国及び山梨県の離婚件数は年々増加傾向にあり、ひとり親家庭に対する自立支援のニーズが全国的に高まっています。

当町では、こうした家庭の生活の安定と自立を目指し、母子・父子福祉資金貸付やひとり親家庭医療費助成等の各種支援を行ってきました。今後も、経済的援助を推進するとともに、日常的な見守り活動や相談体制の充実を図っていきます。

事業・施策名	内容	担当部局
各種制度の推進	<ul style="list-style-type: none"> 国や県、近隣市町村の動向を見据えながら、児童扶養手当、ひとり親家庭医療費助成、就学援助費等、各種制度を充実します。 様々な媒体を活用して制度の周知徹底を図ります。 	教育委員会 子育て支援課
ひとり親家庭日常生活支援事業	<ul style="list-style-type: none"> 自立するために必要な理由や疾病等の理由により、一時的に生活援助、保育サービスが必要とされるひとり親家庭を対象に、家庭生活支援員を派遣して、家事や身の回りの世話を行う事業を検討します。 	子育て支援課
ひとり親家庭の自立支援	<ul style="list-style-type: none"> ひとり親家庭の就業・自立支援事業やひとり親家庭自立支援給付事業等の総合的・計画的な推進に努めます。 計画的に推進するため、母子家庭及び寡婦自立促進計画の策定を検討します。 	子育て支援課
ひとり親家庭の保護者の就労支援	<ul style="list-style-type: none"> 公共職業安定所等との連携、民間事業者に対する協力要請、母子福祉団体等の受注機会拡大への配慮をしながら、ひとり親家庭の就労を支援・促進します。 	子育て支援課

事業・施策名	内容	担当部局
地域での見守り活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ひとり親家庭への迅速・適切な援助につなげられるよう、民生委員・児童委員を中心に、地域や学校・行政が協力して日常的な見守り活動を行い、実情やニーズを把握します。 虐待等を未然に防止するためにも、民生委員・児童委員等と協力して見守りを行います。 	教育委員会 子育て支援課
相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ひとり親家庭の実情やニーズを適宜把握し、それに基づいていつでも相談に応じ、円滑に支援に結び付けられるよう、関係各課との連携を深めます。 	子育て支援課

（２）障害児への支援の充実

障害の有無にかかわらず、互いに人格と個性を尊重しあい、理解しあいながらともに生きていく共生社会の実現に向けて、近年、障害のある子どもの地域社会への参加・包摂（インクルージョン）が重要とされており、障害児支援についても、より一層の推進が図られることとなっています。

当町では、子どもの障害の有無にかかわらず、ともに家庭や地域で安心して健やかに成長していけるまちづくりを目指し、今後も障害児保育の充実を図るとともに、各種手当・制度や相談体制等の充実に取り組んでいきます。

事業・施策名	内容	担当部局
すこやか相談の充実	<ul style="list-style-type: none"> 乳幼児健康診査等において精神・運動等の発達に問題があるか、または将来その恐れがあるとされた乳幼児を対象としたすこやか相談を実施し、その特性に応じた適切な指導、療育相談を行います。 事業を行う専門職の資質の向上に努めます。 	福祉保健課 子育て支援課



事業・施策名	内容	担当部局
障害児支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 保育療育について、人的配置や施設面の整備を図り、保育所における障害児保育の充実に力を入れています。 ● すこやか相談と連携し、その子に応じた保育対応を行います。 ● 各種手当・制度については、周知徹底を図り、速やかに対応します。 ● 自分の子どもに障害や発達の遅れがあると認めたくない親や家族を対象に、早期に関わることの必要性を説き、継続的な関わりの中で支援につなげていくよう、努めます。 ● 保育所や福祉の担当者等と連携を図り、適切な支援ができるようにしていきます。 ● 職員のコミュニケーションスキル等の資質の向上を図ります。 	保育所 福祉保健課 子育て支援課
発達障害を含む障害のある児童生徒に対する適切な教育的支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 学習障害や注意欠陥多動性障害等発達障害を含む障害のある児童生徒の障害の状態に応じ、その可能性を最大限に伸ばし、自立し、社会参加をするために必要な力を培うため、教員の資質向上を図ります。 ● 幼児期から青少年期まで一貫して、一人ひとりのニーズに合った適切な教育的支援を行います。 ● 幼児期から青少年期まで一貫して障害のある子どもの就学を支援する等、障害のある子どもに対する教育支援体制の整備を図ります。 ● 発達障害児等が抱える様々な発達の遅れは、早期支援により改善する可能性が高いことから、保育士、保健師、福祉担当が対象児童の親や家族の考えに配慮ながら、積極的に関わるよう努めます。 ● 1町1校の独自性を有効に活用できるよう、努めます。 ● 官民連携の中で継続した支援を行います。 	福祉保健課 教育委員会 子育て支援課

（３）子どもへの虐待防止対策の推進

ニーズ調査において、「子どもを虐待しているのではないかと思うことがあるか」という質問に対し、7割以上が「思わない」と回答しているものの、「虐待していると思うことがある」と回答している保護者も一部に見受けられます。

当町では、核家族化等による子育ての不安や生活上のストレスの解消等、保護者の心のケアに積極的に取り組み、虐待の発生予防に努めるとともに、万が一、虐待が起こってしまった場合でも、早期発見・早期対応からアフターケアに至る切れ目のない総合的な支援を推進します。また、児童虐待の発生予防や早期発見のために、地域の人々の意識啓発を図り、協力・連絡体制を強化することで、地域における見守り体制の充実に努めます。

事業・施策名	内容	担当部局
児童虐待に関する啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 保育所、学校、町役場職員等を対象として子どもの権利擁護や児童虐待の知識や理解を深め、よりの確な対応・連携を図るための研修機会を充実させます。また、研修参加を通じた職員等の意識の向上を図り、関連機関の連携を強化します。 ● 住民を対象にした講演会等の啓発活動を積極的に行い、児童虐待の防止や早期発見に向け、意識の向上を図ります。また、情報提供の媒体や内容等について検討し、様々な機会を提供します。 	保育所 子育て支援課
児童虐待防止体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 虐待の早期発見・早期対応に向け、児童相談所等の関係機関・団体との連携を図り、幼児期から青少年期まで一貫した虐待防止体制を整備します。 ● 保育所や小学校の職員等による定期的な情報交換の場の提供に努めます。 ● 子育てサークル活動や民生委員・児童委員活動等の場を活用した情報交換を図ります。 ● 虐待防止を図るために、協議会等を定期的に行うとともに、連携の強化に努めます。 ● 1町1校の独自性を有効に活用できるよう、努めます。 	保育所 教育委員会 福祉保健課 子育て支援課

事業・施策名	内容	担当部局
「子どもを守る地域ネットワーク」の設置、機能強化	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域に根差した見守り活動を行う「子どもを守る地域ネットワーク」（要保護児童対策地域協議会）の機能強化を図ります。 ● 「子どもを守る地域ネットワーク」の周知に努めます。 ● ネットワーク関係者の都道府県講習会への参加等を通じた資質向上を図ります。 	子育て支援課
山梨県との連携	<ul style="list-style-type: none"> ● 虐待事例の通知や事例検証作業への参加協力等により、山梨県児童相談所との連携を強化します。 	子育て支援課



(4) 経済的支援の推進

ニーズ調査によると、子育てに関する悩みとして経済的な負担をあげる保護者は約5割となっていることや、子育て環境や支援における個別の事業として経済的な支援が重要と回答した保護者は6割以上となっていることから、経済的な負担が大きいとともに支援を求めていることがわかります。

当町ではこれまでも子育て家庭への経済的支援を図る各種制度を推進してきましたが、今後もさらなる経済的な支援策について検討し、必要に応じて充実させていく必要があります。

事業・施策名	内容	担当部局
各種制度の推進 (再掲)	<ul style="list-style-type: none"> 国や県、近隣市町村の動向を見据えながら、児童手当、乳幼児医療費助成、ひとり親家庭医療費助成、就学援助費等、各種制度を充実します。 様々な媒体を活用して制度の周知徹底を図ります。 	教育委員会 子育て支援課
児童手当の支給	<ul style="list-style-type: none"> 国や県との連携を図り、家庭における生活の安定に寄与するよう、努めます。 次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的とした手当の支給を継続します。 	子育て支援課
子どもの医療費助成	<ul style="list-style-type: none"> すこやか子育て応援医療費助成として、平成30年4月から行っている高等学校卒業相当までの医療費助成を継続します。 県外受診での申請について、なるべく負担にならない手続きに努めます。 保護者の負担を軽減し、安心して医療サービスを利用できる体制をつくります。 コンビニ受診が増加している現状を踏まえ、不必要な受診の抑制を呼びかけます。 	子育て支援課
保育料等の優遇	<ul style="list-style-type: none"> 兄弟で保育所に入所している世帯を対象に、保育料を軽減するとともに、多子負担軽減の拡充に努めます。 生活保護を受けている家庭や低所得の母子家庭等を対象に、保育料の免除を行います。 	子育て支援課
小中学校給食費の無償化	<ul style="list-style-type: none"> 保護者の負担軽減を目的に令和2年度から実施している町内小中学校給食費の無償化を継続します。 	教育委員会
三世帯同居の推進	<ul style="list-style-type: none"> 親と子と孫が三世帯で同居または近居するための住宅の新築や改築への費用の助成を行います。 	子育て支援課

基本施策4 企業や地域による子育て支援の充実

男女がともに仕事と家庭生活を両立するためには、男女が協力して家庭を築き、働きながら安心して子どもを産み育てることができるよう、男性を含め労働者、経営者、地域住民等が働き方の見直しを図り、意識改革を推進する必要があります。また、仕事優先の意識や固定的な男女の役割分担意識等の解消を図るために、長時間労働の是正や労働者本人の希望に応じた育児休業・短時間勤務を取得しやすい職場環境の整備が求められています。

当町では、保護者がより保育サービスを利用しやすくなるよう、保育サービスの弾力化、多様化を図る等、子育て支援サービスを充実させるだけでなく、企業に育児休業制度等の取得奨励や男性の家庭生活参加への理解などを呼びかけることや地域の子育て力を充実させることで、地域社会全体で子育ての社会的意義への理解を深めていきます。企業や地域全体が協力して地域の子育て世代を支えることで、安心して子育てと仕事の両立ができる環境づくりに努めます。

施策の方向性

(1) 男女共同参画の推進

女性の社会進出が一般的となっている一方、「男性は仕事、女性は家事・子育て」といった男女の役割分担意識（アンコンシャスバイアス）は依然としてあることから、その解消を図るとともに、だれもが子育てサービスを利用しやすくなるような環境整備が求められています。

当町では、男女が互いに尊重し、性別に捉われずにだれもが活躍できる男女共同参画社会を目指し、男女がともに責任を分かちあい、家庭生活を営んでいくための意識醸成等を積極的に進めます。

事業・施策名	内容	担当部局
男女共同参画意識の啓発	<ul style="list-style-type: none"> 男女がともに家庭生活への理解を深め、責任を分かちあえるよう、講演会やイベントを開催し、広報紙、回覧等を通した住民への啓発を図ります。 	総務課
子育てに向けた父親像に関する意識啓発	<ul style="list-style-type: none"> 子育てにおける父親の役割の重要性を十分認識させ、父親自身が子育てに関わっていく契機となるよう、マタニティクラスに組み込まれている両親学級において、子育ての関わり等についても指導を行うなど充実を図ります。 情報提供、講座の開催等に努めます。 	子育て支援課

(2) 子育てと両立できる就労環境の整備

性別に捉われることなく、すべての人が仕事と家庭生活の両立が可能となる多様な働き方を選択できるよう、事業者は就労環境の点検・整備が求められています。

当町では、関係機関、事業所に対し、育児休業制度や育児休業給付の利用、所定外労働時間の短縮、子育て期の短時間勤務制度等の導入・定着による就労環境・条件の充実に向けた啓発を行うとともに、地域ぐるみで職業生活と家庭生活を両立する意識を醸成するため、住民に対する啓発活動を充実させていきます。

事業・施策名	内容	担当部局
企業への啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> 仕事と出産・子育ての両立が可能な職場環境づくりに向けて、広報紙、回覧等を通し、企業を対象とした男性の育児休業制度の普及・啓発・推進の広報活動を実施します。 	総務課
住民への啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ポスターの掲示及びパンフレット等の配布や広報紙等を通した住民に対する育児休業制度の理解と普及を図ります。 	総務課
次世代育成支援対策推進法の周知	<ul style="list-style-type: none"> 子育てのしやすい環境にしていくために、労働者や事業主、地域住民に対し、次世代育成支援対策推進法等の関係法制度や一般事業主行動計画に関する情報の周知・啓発に努めます。 	子育て支援課
取り組み事例の収集・提供	<ul style="list-style-type: none"> 子育てのしやすい環境にしていくために、仕事と生活の調和や次世代育成支援対策に取り組む企業や民間団体の好事例の情報を収集し、適宜提供や啓発に努めます。 	総務課 子育て支援課
放課後児童クラブの充実	<ul style="list-style-type: none"> 放課後児童クラブにおける育成支援は、子どもが安心して過ごせる生活の場としてふさわしい環境を整え、安全面に配慮しながら、子ども自ら危険を回避できるようにしていくとともに、子どもの発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等により、子どもの健全な育成を図る活動を実施しています。 放課後、長期休業日等における子どもの居場所確保のため、内容の充実を図ります。 	子育て支援課



(3) 地域の子育て支援の充実

当町では、子育て中の家庭が孤立することのないよう、子育てサークルをはじめとする各種地域活動や交流の場づくりに努めてきました。今後もこれらの活動の活性化と発展に向け、充実した支援を継続していくとともに、育児ボランティアや育児支援家庭訪問等、子育て家庭を地域で支える仕組みづくりに努めていきます。また、きずな未来館、保育所、いきいき健康福祉センター、学校といった施設が同地区に並んで配置されているという地域特性を有効に活用し、乳幼児と高齢者の世代間交流等、地域ぐるみの実践活動の展開を図ります。

事業・施策名	内容	担当部局
地域で子どもを育てる活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 子育て中の保護者が地域活動等に参加できるよう、一時預かり等に対応できる育児ボランティアの養成、場所の確保を推進します。 ● ボランティア育成のための研修会の開催に努めます。 ● 自主的な子育てサークルを育成・支援し、地域での子育て活動の活発化を図ります。 	保育所 子育て支援課
住民参加による子育て支援サービスの推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 用事等で一時的に外出する場合の預かりや保育所への送迎等、保育所では実施が困難なサービスを実現するなど、住民参加、相互扶助による新しい子育て支援サービスの実施可能性について検討します。 	子育て支援課
育児支援家庭訪問事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 妊産婦のいる家庭やひとり親家庭、核家族等の家庭の子育てや家事を地域ぐるみで支援するため、家庭訪問を実施します。 ● 母子健康手帳交付時の面接で支援が必要と考えられる方やハイリスク家庭等の要フォロー者については、通常の訪問以外にも別途訪問を行います。 	子育て支援課
地域社会全体の子育て意識の向上	<ul style="list-style-type: none"> ● 子どもや子育てについての社会全体の関心を高めるため講演会等、あらゆる機会を通じた子育てに関する情報の提供に努めます。 ● 子どもや家庭を取り巻く問題への理解を深め、地域全体で子育て家庭を支援する意識の向上を図ります。 ● 対象・情報提供する場・方法等を検討し、適切な方法で実施できるようにします。 	子育て支援課

事業・施策名	内容	担当部局
地域の子育て関係機関の連携・協力	<ul style="list-style-type: none"> ● 保育所、学校、その他の関係機関が専門的分野のノウハウを共有したり、情報交換を行ったりする等、地域全体の連携・協力を強化します。 ● 子ども・子育て支援に関する地域課題や計画推進状況に関する情報の共有化を図り、地域ぐるみの取り組みの方向性を検討するため、子ども・子育て支援会議、青少年育成西桂町民会議を定期的開催します。 	教育委員会 子育て支援課
地域ぐるみの問題行動への対応	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域ぐるみの実践活動として、町内パトロールや声かけ運動、事業所等への協力要請等を展開します。 	総務課 教育委員会
世代間交流に向けた地域活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 保健所や子育て支援センター、児童館等と連携を図りながら、児童館まつり、もちつき、農業体験等の企画を実施し、世代間の交流を図ることができる活動を推進します。 	子育て支援課
地域の人材の活用・育成	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の実情を把握している民生委員・児童委員と協力して子育て経験者をはじめとした育児ボランティア等、何らかの形で子育て・子育て支援に関わりたいという人たちのネットワーク化を図ります。 	子育て支援課
ファミリー・サポート・センター事業	<ul style="list-style-type: none"> ● ファミリー・サポート・センターについてニーズ等を踏まえながら早期着手に努めます。実施する際は、広報紙等を通じたファミリー・サポート・センターの制度についての情報提供により、事業の周知を図っていきます。 	子育て支援課



基本目標2 子どもが誇りをもって成長できる教育の充実

基本施策1 教育環境の充実

乳幼児期は、人間形成の基礎が培われる重要な時期であり、この時期の経験により、将来の方向性が定められることも十分有り得ます。そのため、保育所に通っている子どもに限らず、家庭内だけで養育されている子どもも対象として、集団の中での遊びや自然体験・社会体験の場と機会を充実する等、生きる力の基礎を培う幼児教育を進めていく必要があります。

また、学校教育の場においては、子どもたちが個性と創造性を十分発揮して自ら主体的に考え、参加し、行動できるよう、積極的な支援を進めることが求められています。あわせて、情報化、グローバル化、価値観の多様化等、社会変化に的確に対応できる人づくりの推進が必要とされています。

子どもたちの健やかな成長を保障していくため、豊かな心と健やかな体を育むための教育を、家庭、学校、地域が協力して取り組みます。

施策の方向性

(1) 幼児教育の充実

当町に住むすべての幼児が健やかに成長できるように、保育所に通っている子どもに限らず、すべての乳幼児に絵本を配るブックスタート等の充実に取り組みます。また、子どもの心の健やかな発達と親子の心の絆づくりを目的に、集団の中での遊びや幼児教育関連事業といった体験の場と機会を充実させていきます。

事業・施策名	内容	担当部局
幼児教育機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> 親子のふれあう機会と様々な体験の充実に努めるとともに、家庭内だけで養育されている幼児を主な対象として、すくすく1歳お食事相談や子育てセミナー、子育て支援センター等の場を活用して、幼児教育関連事業への参加勧奨をします。 	子育て支援課
幼児教育と小学校教育の円滑な接続	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの発達や学びの連続性の確保のため、幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図ります。 	保育所 教育委員会

事業・施策名	内容	担当部局
乳幼児の絵本とのふれあいの推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 絵本の読み聞かせを通した子どもの心の健やかな発達と親子の心の絆づくりを目指します。 ● 7か月健診時に絵本を配付し、読み聞かせを推進する事業であるブックスタートを継続して推進します。 ● 10か月健診の問診票に、7か月健診時のブックスタートで配布した絵本の活用方法の記入欄があるため活用します。 ● 乳幼児健診やすすく1歳お食事相談の場等を利用して、読み聞かせの機会提供と知識の普及に努めます。 ● ブックスタートに続く取り組みとして3歳健診時に絵本を配付するブックセカンド事業を継続します。 	子育て支援課

(2) 学校教育の充実

思春期の子どもたちが、次世代の子どもを健全に生み育てられるよう、生命の尊さ、基本的な生活について考えたり、人や自然等との直接体験の中で生きる力を身につけたりすることができる場や機会の提供が必要とされています。

当町では、子ども一人ひとりに応じた、個性を生かす教育の充実を図るとともに、環境教育やボランティア教育、人権教育等、時代の流れに沿った教育を取り入れ、情報化・グローバル化等の社会変化に対応できる人材の育成を図る等、特色ある学校づくりに努めていきます。また、学校については、地域住民に身近で、親子が安心できる場となるよう、開かれた安全な学校づくりを推進します。

事業・施策名	内容	担当部局
次代の親の育成	<ul style="list-style-type: none"> ● 保育所と中学校の連携による中学生の保育体験を実施します。 ● 思春期体験事業の実施に努めます。 ● 幼児・児童とふれあうボランティア活動を促進します。あわせて、将来の家庭生活について考える機会を提供します。 	保育所 教育委員会
学力・知識や問題解決能力の向上	<ul style="list-style-type: none"> ● 少人数クラスの導入を検討し、児童・生徒一人ひとりの状況に応じたきめ細かな指導を進め、学力・知識の向上を図ります。 ● 子どもが自ら学び、考え、主体的に判断・行動し、問題を解決していける能力を育みます。 ● 社会の情報化・グローバル化に対応した実践的教育を実施します。 	教育委員会

事業・施策名	内容	担当部局
外部の人材の協力 による学校の活性化	<ul style="list-style-type: none"> 多様化する社会ニーズに対応するため、地域住民をはじめとする外部人材を学校教育活動に積極的に受け入れ、学校の活性化を図ります。 	教育委員会
豊かな心の育成	<ul style="list-style-type: none"> 地区育成会、スポーツ少年団、町民育成会議、ボランティア団体等を通して、他人を思いやる心の育成に取り組めます。 中学生自らが地域ボランティアとして参加するよう、啓発します。 指導方法や指導体制の工夫改善、教材の利活用等を通して、子どもの心に響く道德教育の充実を図ります。 	教育委員会
信頼される学校づくり の推進	<ul style="list-style-type: none"> 校庭や学校施設を開放し、地域に開かれた学校づくりを進めます。 不審者対策をはじめとする防犯に関するマニュアルづくりや地震対応マニュアルの改定、研修等を各学校において実施し、学校や通学路における安全管理体制の整備を図ります。 教職員の危機管理への意識高揚に努めます。 	教育委員会
子どもの健やかな 体づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> 子どもがスポーツに親しむことで主体性や創造性を育み、心身の健康の保持増進を図ることができるよう、体育の授業や部活動、地域の運動クラブ活動における指導者の育成・確保や指導方法の工夫・改善等による活性化を図ります。 スポーツイベントの企画・実施等、様々な取り組みを行い、スポーツ環境の充実を図ります。 	教育委員会
健康教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> 生涯にわたる心身の健康の保持増進に必要な知識や適切な生活習慣等を身に付けさせるため、学校の保健体育の授業を中心に、道德・特別活動の授業を通じた健康教育を推進します。 今後も中学校と連携をとり、自殺対策等の健康教育を実施します。 	教育委員会 福祉保健課 子育て支援課
本に親しむ機会の 推進	<ul style="list-style-type: none"> ブックスタート、ブックセカンドに続く取り組みとして、小学校新入学児に本を配付するブックサード事業をこれからも実施していきます。 	教育委員会

基本目標3 安心・安全な生活を送るための環境づくり

基本施策1 安心して子育てができる環境の整備

地域での生活において、安心・安全が保持されている環境が整っていることは、子どもや子育て世代に限らず、すべての人にとって大切なことです。子どもや子育て世代が安全で安心して暮らせる環境の一例として、安心して外出できる道路交通環境や親子にやさしい公共施設等があります。また、子どもたちの心身の健やかな成長を損なわないための環境づくりとして、関係機関・団体やPTA、ボランティア等の地域住民と連携した地域の有害環境対策等に取り組んでいます。

さらに近年においては、急速なインターネット環境の進展やアプリの普及により、使い方を誤ると誹謗中傷やいじめの温床となったり、事件や犯罪に巻き込まれるきっかけとなったり、さらには、子どもたちが被害者だけでなく、加害者となるケースも生じています。このように、子どもや子育て世代の安心・安全を保持するためには、多岐にわたる分野の連携・協力が必要不可欠であり、安心・安全が保持されるよう、道路や施設の充実や関連機関との連携に努めていきます。

施策の方向性

(1) 交通環境や施設の整備

当町では、子どもや妊産婦、子育て家庭が安心して外出できるよう、歩きやすい道路の整備やガードレールなどの交通安全施設の設置を推進していくとともに、子どもや子育て家庭の安心・安全な利用や子育て世代の積極的な社会参加を推進するため、ベビーベッドの設置等、子育て世代特有の設備の設置の検討を含め、公共施設等の整備を進める必要があります。また、子育て世代の積極的な外出や社会参加の一助となるよう、町内及び近隣市町村のバリアフリーマップの作成に取り組んでいます。

事業・施策名	内容	担当部局
子どもや子育て家庭に配慮した道路整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 県道富士吉田西桂線の整備を行います。 ● 県道整備により車両の導線が変わることが想定される中、狭くて通行しづらい道路の解消等を図ります。 ● 生活道路にふさわしい道路整備を行います。 ● 歩行者空間の安全確保を図ります。 	建設産業課
交通安全施設の設置	<ul style="list-style-type: none"> ● 保育所や学校、町庁舎等の周辺における、交通安全の看板や交通安全標識・カーブミラー・防犯灯等、交通安全施設の設置について検討し、より安全な交通環境の整備に努めます。 ● 新規標識の設置について県公安委員会の許可・設置がスムーズになるよう要望し、関係機関への働きかけに努めます。 	総務課 建設産業課

事業・施策名	内容	担当部局
公園の維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ● 現状の公園の維持管理の徹底を図ります。 ● 公園を利用しない理由を対象者に確認し、利用しやすい公園となるよう、公園施設の整備を行います。 	建設産業課
利用者の視点に立った公共施設等の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 建設時期の古い公共施設について、順次改修等を行っていきます。 ● 住民の受動喫煙を防止するため、公共施設の施設内禁煙化、教育施設、児童福祉施設の敷地内禁煙化に努めます。 	総務課 教育委員会
バリアフリーマップの作成	<ul style="list-style-type: none"> ● 関係部署と連携し、主要道路における歩道整備や段差解消の状況、公共施設や大型店舗等のバリアフリー化状況等をまとめた、町内及び周辺市町村のバリアフリーマップの作成に努めます。 	福祉保健課



基本施策2 子どもの安全対策の推進

子どもが交通事故や犯罪に巻き込まれるといった危険から守るため、警察、保育所、学校、関係民間団体等との連携・協力のもと、交通安全教室や防犯教育、情報交換・提供を充実していく必要があります。

子どもの安全・安心が保たれ、子育て家庭にやさしく住みよい環境をつくるために、町、保護者、地域が協働したまちづくりを推進していきます。

施策の方向性

(1) 子どもの交通安全対策の推進

子どもを交通事故から守るため、子どもや子ども連れが安心して外出できる道路環境づくりに努めます。また、警察、保育所、学校等の関係機関が連携、協力体制を強化することで、効果的に子ども自身が交通安全意識を高められる取り組みを推進していくとともに、普及啓発活動等により、チャイルドシートの使用徹底に向けて取り組んでいきます。

事業・施策名	内容	担当部局
交通安全教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> 園児・児童を対象とした移動交通安全教室を開催します。 スクールガードと連携した交通安全教室を展開し、交通安全教育の推進を図ります。 	総務課 保育所 教育委員会
職員の指導力の向上、民間の指導員の育成	<ul style="list-style-type: none"> 地域の実情に合わせた交通安全教室を実施するため、交通安全教育にあたる職員の指導力の向上を図ります。 地域における民間の指導員の育成に努めます。 	総務課
児童・幼児の自転車乗車時のヘルメット着用の推進	<ul style="list-style-type: none"> 学校の交通安全教室、道徳・特別活動の授業を通して、児童・幼児が自転車に乗る時、ヘルメットを着用するよう、促します。 自転車教室を開催し、自転車の安全な利用を促します。 	総務課 教育委員会
登校班長教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> 登校班長教育を開催し、学年に合った実践的教育を実施します。 	教育委員会
チャイルドシート使用の徹底	<ul style="list-style-type: none"> 講習会の開催等により、チャイルドシート装着の習慣づけや正しい装着方法の普及啓発活動を行います。 	総務課

（２）子どもを犯罪被害から守るための対策の推進

地域全体で子どもたちを犯罪から守る必要があることを再認識し、学校やＰＴＡ等、関係機関や地域住民と連携・協力して、子どもたちを犯罪被害から守るための対策に取り組んでいきます。

事業・施策名	内容	担当部局
防犯教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> 地域や関係機関等と連携して、子どもや保護者を対象とした防犯講習会を開催します。 	総務課 教育委員会
地域安全情報の提供・共有化	<ul style="list-style-type: none"> 保護者や教職員、民生委員・児童委員等に対し、子どもに関する犯罪の発生状況、危険な場所等、地域安全情報の提供を行い、情報と認識の共有化を図ります。 	総務課 福祉保健課 教育委員会
関係機関等との情報交換	<ul style="list-style-type: none"> 子どもを犯罪等の被害から守るため、関係機関・団体等との情報交換を実施します。 	総務課
スクールガードリーダーの配置	<ul style="list-style-type: none"> スクールガードを増員・組織化し、指導者を養成・配置します。 	教育委員会
子ども 110 番の家の拡大	<ul style="list-style-type: none"> 子ども 110 番の家を表示した西桂町安全マップを小学 1 年生に配付します。また、内容を更新したときは全児童に配布し、周知を図ります。 	総務課 教育委員会

（３）子どもを取り巻く有害環境対策及び情報モラル教育等の推進

悪影響が懸念される有害情報から子どもを守るために、インターネット・スマートフォン・携帯電話等の適正な利用を促す子どもへの教育や、保護者向けの講習会等を通して、地域ぐるみで浄化活動を促進し、子どもにとって良好な環境づくりを目指します。

事業・施策名	内容	担当部局
インターネット等の有害情報対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> 有害情報から子どもを守り、インターネット・スマートフォン・携帯電話等の適正な利用ができるよう、子どもへの教育に加え、保護者向けの講習会等により知識の普及に努めます。 	教育委員会
性や暴力等に関する有害情報等に関する業界への自主規制の働きかけ	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関・団体やＰＴＡ、ボランティア等の地域住民と連携・協力をして、性や暴力等に関する有害情報等に関する業界に対して自主的規制を働きかけていきます。 	教育委員会

第6章 子ども・子育て支援事業に係る量の見込み及び確保の方策等について

1. 教育・保育提供区域の設定等について

(1) 教育・保育提供区域について

幼児期の学校教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに確保方策を設定する単位として、教育・保育提供区域を設定します。

教育・保育提供区域とは、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域であり、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定するものです。

子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育提供区域ごとに、教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策を記載することとなっています。

(2) 区域設定の考え方

地区内での教育・保育施設の利用率、通園にかかる負担感、各地区の子どもの数と教育・保育施設の定員等のバランス等を考慮し、区域を設定しました。

(3) 西桂町における教育・保育提供区域

上記の考え方を踏まえ、当町では、学校教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域を、第2期に引き続き町内全域（1区域）に設定します。

2. 教育・保育事業の量の見込み及び確保の方策

量の見込み設定についての考え方

国の基本指針等を踏まえ、教育・保育施設・サービスの利用状況及びニーズ調査等により把握する利用希望、小学校就学前児童数の推移、地域の実情等を考慮し、認定区分ごとに幼児期の学校・保育施設サービスの量の見込み（必要利用定員総数）を定めます。

また、設定した量の見込みに対応するよう、教育・保育事業による確保の内容及び実施時期を設定します。

（1）1号認定

対象

1号認定の3～5歳児及び2号認定（保育の必要性あり）の3～5歳児のうち、幼児教育の利用希望が強いと想定されるもの

事業内容

保育の必要性はなく、教育ニーズが高い認定区分（幼稚園、認定こども園）に対して実施

量の見込みと確保の内容

（単位：人）	令和 6年度 （実績）	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み （必要利用定員総数）	8	8	8	8	7	7
1号認定	8	7	7	7	6	6
2号認定 （教育ニーズ）	－	1	1	1	1	1
②確保の内容						
幼稚園	－	－	－	－	－	－
認定こども園	－	－	－	－	－	－
確認を受けない 幼稚園	－	－	－	－	－	－
差（②－①）	▲8	▲8	▲8	▲8	▲7	▲7

量の確保 方策

- 令和6年度時点で、特定教育・保育施設（幼稚園・認定こども園）は町内になく、他市町村へ通っている状況です。
- 1号認定の量の見込みについては、町内に施設がないため、他市町村と連携を図りながら確保していきます。

(2) 2号認定

対象 保育の必要性のある3～5歳児

事業内容 保育の必要性があり、保育ニーズがある認定区分（保育所、認定こども園）に対して実施

量の見込みと確保の内容

(単位：人)		令和 6年度 (実績)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み (必要利用定員総数)		75	65	54	57	52	56
②確保 の内容	保育所	100	100	100	100	100	100
	地域型保育	—	—	—	—	—	—
	認可外保育 施設	—	—	—	—	—	—
差(②－①)		25	35	46	43	48	44

**量の確保
方策**

- 令和6年度時点で、保育所は町内に1園あり、量の見込みのピークである令和7年度の必要利用定員総数 65 人に対し、受け入れ可能人数が上回っています。



(3) 3号認定

対象 保育の必要性のある0～2歳児

事業内容 保育の必要性があり、保育ニーズがある認定区分（保育所、認定こども園）に対して実施

量の見込みと確保の内容

(単位：人)	令和 6年度 (実績)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み (必要利用定員総数)	35	32	36	36	36	34
0歳児	2	5	5	5	5	4
1歳児	13	14	14	14	14	13
2歳児	20	13	17	17	17	17
②確保の内容						
保育所	55	55	55	55	55	55
地域型保育	—	—	—	—	—	—
認可外保育施設	—	—	—	—	—	—
差(②－①) (利用率)	20 (63.6%)	23 (58.2%)	19 (65.5%)	19 (65.5%)	19 (65.5%)	21 (61.8%)

**量の確保
方策**

- 令和6年度時点で、保育所は町内に1園あり、量の見込みのピークである令和8～10年度の必要利用定員総数36人に対し、受け入れ可能人数が上回っています。

3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保の方策

国の基本指針等を踏まえ、計画期間における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み（必要利用定員総数）を定めます。

また、設定した量の見込みに対応するよう、確保の内容及び実施時期を設定します。

（1）延長保育事業（時間外保育事業）

事業内容

認可保育所において、標準時間保育や短時間保育の前後に時間を延長して保育を行う事業。当町では、短時間保育の延長保育として午前 7 時 15 分から午前 8 時 30 分までと午後 4 時 30 分から午後 7 時 15 分まで、標準時間保育の延長保育として午後 6 時 15 分から午後 7 時 15 分まで実施。

量の見込みと確保の内容

（単位：人）	令和 5 年度 （実績）	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
① 量の見込み	64	66	64	64	64	64
② 確保の内容	64	64	64	64	64	64
差（②－①）	0	▲ 2	0	0	0	0

量の確保 方策

- 令和 6 年度時点で、西桂町保育所にて当該事業を実施しています。
- 量の見込みが確保の内容を上回っている年度もありますが、見込み者の全員が常時利用することはないため、現在の供給体制で受け入れが可能となっています。



(2) 放課後児童健全育成事業

事業内容

保護者が日中就労等のために家庭にいない小学生に対し、授業終了後に児童館や小学校の余裕教室等において、適切な遊びと生活の場を提供する事業

量の見込みと確保の内容

(単位：人)		令和 6年度 (実績)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	1年生	29	26	26	25	25	25
	2年生	29	26	26	25	25	25
	3年生	28	25	26	25	25	25
	4年生	12	10	10	11	10	10
	5年生	15	13	13	13	13	13
	6年生	0	1	1	1	1	1
	合計	113	101	102	100	99	99
② 確保の内容		80	80	80	80	80	80
差(②－①)		▲33	▲21	▲22	▲20	▲19	▲19

量の確保 方策

- 令和6年度時点で、きずな未来館内で当該事業を実施しています。量の見込みが確保の内容を上回っていますが、登録者全員が常時利用することはないため、受け入れが可能な状態となっています。



(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

事業内容

保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において養育・保護を行う事業（原則として7日以内）

量の見込みと確保の内容

(単位：人日／年)	令和 6年度 (実績)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
① 量の見込み	0	1	1	1	1	1
② 確保の内容	1	1	1	1	1	1
差(②－①)	1	0	0	0	0	0

量の確保 方策

- 令和6年度から当該事業を実施しています。
- 令和6年度の実績はありませんが、今後の受け入れに対応できるよう、受入体制を継続します。

(4) 地域子育て支援拠点事業

事業内容

地域の子育て支援情報の提供に努め、子育て全般に関する専門的な支援拠点として機能するとともに、地域支援活動を実施する事業

量の見込みと確保の内容

(単位：人回／年)	令和 5年度 (実績)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
① 量の見込み	101	104	110	110	110	110
② 確保の内容	110	110	110	110	110	110
差(②－①)	9	6	0	0	0	0

量の確保 方策

- 令和6年度時点で、西桂町内1か所で当該事業を実施しています。
- 現在の供給体制で受け入れが可能となっています。

(5) 一時預かり事業

事業内容

家庭において保育を受けることが困難となった乳幼児を幼稚園・保育所で一時的に預かる事業

① 一時預かり事業（幼稚園型）

量の見込みと確保の内容

(単位：人日／年)	令和 6年度 (実績)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
① 量の見込み	－	1,170	1,170	1,170	1,170	1,170
一時利用	－	0	0	0	0	0
定期利用	－	1,170	1,170	1,170	1,170	1,170
② 確保の内容	－	－	－	－	－	－
差（②－①）	－	▲1,170	▲1,170	▲1,170	▲1,170	▲1,170

量の確保 方策

- 令和6年度時点で、幼稚園・認定こども園は町内になく、他市町村へ通っている状況です。
- 要望があった場合には、他市町村と連携を図りながら、受入体制の整備を検討していきます。

② 一時預かり事業（幼稚園型を除く）

量の見込みと確保の内容

(単位：人日／年)	令和 5年度 (実績)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
① 量の見込み	27	66	67	70	68	64
② 確保の内容	27	70	70	70	70	70
差（②－①）	0	4	3	0	2	6

量の確保 方策

- 令和6年度時点で、子育て支援センターにおいて当該事業を実施しています。
- 量の見込みのピークである令和9年度の70人日に対し、現在の供給体制で受け入れが可能となっています。

(6) 病児・病後児保育施設を利用した病児・病後児保育事業

事業内容

病気回復期の児童を家庭で保育できない時、看護師・保育士がいる専用施設内で一時的に預かり、保護者の子育てと就労の両立を支援する事業

量の見込みと確保の内容

(単位：人日／年)	令和 6年度 (実績)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
① 量の見込み	－	279	266	273	256	263
② 確保の内容	県内の病児・病後児保育施設を紹介					
差(②－①)	－	－	－	－	－	－

量の確保 方策

- 令和6年度時点で、当該事業の実績はありません。
- 当町では、独自には事業は行っていないが、県内全域で病児・病後児保育施設の利用が可能となっているため、施設を紹介するなどして対応していきます。

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

事業内容

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業

量の見込みと確保の内容

(単位：人日／年)	令和 6年度 (実績)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
① 量の見込み	－	0	0	0	0	0
② 確保の内容	－	－	－	－	－	－
差(②－①)	－	－	－	－	－	－

量の確保 方策

- 令和6年度時点で、当該事業は実施していません。
- 令和7年度以降の量の見込みについても0人日ですが、要望がある場合は受入体制の構築を検討していきます。

(8) 利用者支援事業

事業内容

子ども及びその保護者等、または妊娠している方が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な実施場所で情報収集と提供を行い、必要に応じ相談・助言等を行う事業

① 利用者支援事業（基本型・特定型）

量の見込みと確保の内容

(単位：か所)	令和 6年度 (実績)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	1	1	1	1	1	1
②確保の内容	1	1	1	1	1	1
差(②－①)	0	0	0	0	0	0

量の確保 方策

- 当該事業担当課にて対応します。

② 利用者支援事業（母子保健型）

量の見込みと確保の内容

(単位：か所)	令和 6年度 (実績)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	1	1	1	1	1	1
②確保の内容	1	1	1	1	1	1
差(②－①)	0	0	0	0	0	0

量の確保 方策

- 当該事業担当課にて対応します。

(9) 妊婦健診の助成

事業内容 妊婦健診の費用助成を行う事業

量の見込みと確保の内容

(単位：人／年)	令和 6年度 (実績)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
① 量の見込み	21	21	21	21	21	21
② 確保の内容	21	21	21	21	21	21
差(②－①)	0	0	0	0	0	0

量の確保
方策

- 当該事業担当課にて対応します。

(10) 乳児全戸訪問事業

事業内容 妊婦を対象に、助産師や保健師が家庭を訪問し、妊娠・出産・子育てについての相談等を行う事業

量の見込みと確保の内容

(単位：人／年)	令和 5年度 (実績)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	16	16	16	16	16	16
②確保の内容	16	16	16	16	16	16
差(②－①)	0	0	0	0	0	0

量の確保
方策

- 当該事業担当課にて対応します。

(11) 養育支援訪問事業

事業内容

養育支援が特に必要であると判断した家庭を対象に、保健師・助産師・保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行い、その家庭の適切な養育の実施を確保するための事業

量の見込みと確保の内容

(単位：人／年)	令和 6年度 (実績)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
① 量の見込み	0	1	1	1	1	1
② 確保の内容	1	1	1	1	1	1
差(②－①)	1	0	0	0	0	0

量の確保 方策

- 令和4年度から当該事業を開始していますが、実績はありません。
- 現在の供給体制で受け入れが可能となっています。

(12) 妊婦等包括相談支援事業（新規）

事業内容

妊婦等に対して面談その他の方法により、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業

量の見込みと確保の内容

(単位：回／年)		令和 6年度 (実績)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
① 量の見込み		－	45	45	45	45	45
② 確保の内容	こども家庭センター	－	0	45	45	45	45
	その他	－	45	0	0	0	0
差(②－①)		－	0	0	0	0	0

量の確保 方策

- 妊娠届出及び出生後、助産師が個別訪問し面談を実施します。対象者の状況に寄り添い、適切な提供体制の確保に努めます。

(13) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）（新規）**事業内容**

月一定時間までの利用可能枠の中で就労要件を問わずに0歳6か月から満3歳未満の乳児等を通園可能とする事業

量の見込みと確保の内容**【0歳児】**

（単位：人日）	令和 6年度 （実績）	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
① 量の見込み	－	－	1	1	1	1
② 確保の内容	－	－	1	1	1	1
差（②－①）	－	－	0	0	0	0

【1歳児】

（単位：人日）	令和 6年度 （実績）	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
① 量の見込み	－	－	1	1	1	1
② 確保の内容	－	－	1	1	1	1
差（②－①）	－	－	0	0	0	0

【2歳児】

（単位：人日）	令和 6年度 （実績）	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
① 量の見込み	－	－	1	1	1	1
② 確保の内容	－	－	1	1	1	1
差（②－①）	－	－	0	0	0	0

**量の確保
方策**

- こども誰でも通園制度の実施による必要定員数となります。現在、量の見込み（必要定員数）について、提供体制は確保されています。今後も国の制度設計に応じて提供体制の確保に努めます。

(14) 産後ケア事業（新規）**事業内容**

育児への不安や負担感を有する産後4か月までの母親と乳児を宿泊させ、母体の休養と体力の回復、母体ケア・育児ケアを行う事業

量の見込みと確保の内容

(単位：人／年)	令和 6年度 (実績)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
① 量の見込み	－	0	0	0	0	0
② 確保の内容	－	7	7	7	7	7
差（②－①）	－	7	7	7	7	7

**量の確保
方策**

- 山梨県産後ケアセンターで宿泊型産後ケアを実施します。現在、量の見込み（利用のニーズ）について、提供体制は確保されています。引き続き、利用者のニーズに応えながら提供体制の確保に努めます。

4. 教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制

幼稚園及び保育所から認定こども園への移行に必要な支援、その他地域の実情に応じた認定こども園の普及に係る基本的な考え方について、当町では、現在の施設の整備状況を鑑み、認定こども園の設立について検討します。

また、保育所と小学校の連携強化など、子どもたちの小学校生活への円滑な移行のために現場の関係者の連携について推進していきます。

第7章 計画の推進に向けて

1. 各主体に期待される役割

目標の実現のため、各家庭をはじめとして学校、事業所、行政等の地域の構成メンバーが、それぞれの役割を担いながら協力して子育て支援に取り組むことが必要となります。

ただし、支援の中心的な役割を担う行政の財政状況は厳しさを増していることから、今ある社会資源を十分に活用するとともに、住民相互の助けあいによる支援の仕組みづくりを進める等、創意と工夫による計画の実現に努めていく必要があります。

各主体は期待される以下のような役割を果たしながら、それぞれが連携、協力していくことが大切です。

(1) 家庭



家庭の最も重要な役割の1つが子育てであること、また、子どもを養育する本来の責任は親が有していることを、十分認識することが求められます。社会全体での子育て支援は、このような家庭や親の役割を前提としています。そして、子どもが健やかに育つために、子どもを含めた家族の一人ひとりがそれぞれの役割を自覚して責任を分かちあい、互いに助けあう等、家庭機能の充実に努めることが求められます。

(2) 事業所



従業員が職業生活と家庭生活を両立することができるよう、就労環境や就労条件を整備することが求められます。また、職場内の子育て意識を高め、男女がともに家庭生活を尊重する雰囲気醸成することが重要です。そして、事業所も地域の一員として、子育て支援や子どもの健全育成への取り組みに対し、積極的に協力していくことが求められます。

(3) 地域



地域社会の子育て機能を回復し、子育て中の家庭が地域で孤立することがないよう、地域全体で子育てを支援していくこと、また、子どもの成長を地域全体で見守っていくことが求められます。そのためには、子どもがいない家庭、子育てが終わった家庭の人たちも子育て意識を高めること、住民全体が地域への関わりを深めていくことが必要です。

(4) 行政等



住民に対して本計画の周知を図り、子どもや家庭を取り巻く環境の整備の必要性をアピールしていくこと、そして本計画を推進するための体制を確立し、関係各課及び国や県、関係機関と連携しながら、各種施策を積極的に推進していくことが求められます。また、社会状況の変化やニーズを十分に把握し、新しい施策の研究・検討に取り組んでいく必要があります。地域に密着した取り組みとして、住民に最も身近な子育て支援機能を有する保育所、学校や社会福祉協議会における対応の充実が求められます。

2. 計画の推進体制

(1) 計画の周知

本計画は、男女が互いに尊重しあい、助けあいながら楽しく子育てするゆとりある家庭づくり、子どもがいきいきと学び・遊び、子育て保護者が安心・信頼して働き・暮らせる頼もしい地域社会づくりを目指しています。

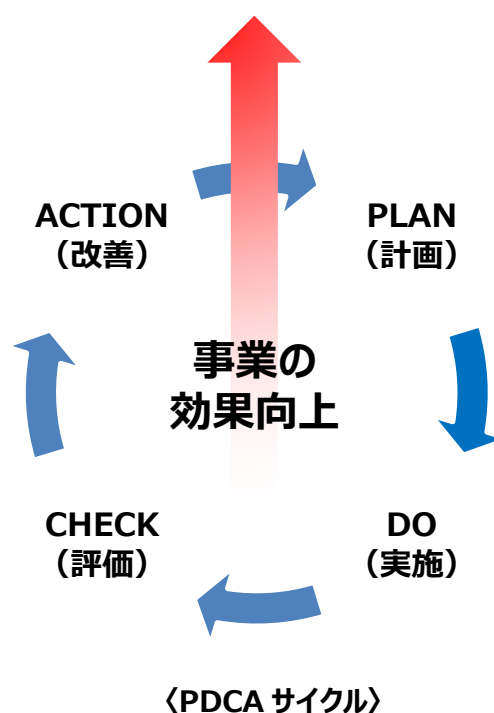
本計画を推進するにあたり、町民の参加、協力が不可欠です。家庭、地域、企業等での主体的・積極的な取り組みを促進するために、ホームページへの掲載、ダイジェスト版の作成・配付等、この計画の周知に努めます。

(2) 計画の推進体制の確立

子ども・子育て支援に関する施策は、従来の児童福祉の範囲を超えて広範、多岐にわたるものです。

本計画を着実に推進していくために、担当部署が中心になって、関係各課の施策・事業の実施状況を把握するとともに、より効果的な施策・事業の実施ができるよう連携に努めます。

計画事業の進捗管理はP D C Aサイクルによって行います。P D C Aサイクルとは、Plan-Do-Check-Action（計画-実施-評価-改善）を継続的に行うことで、その業務改善や事業効果を高める手法です。計画の推進に努め、事業の進捗状況を管理・評価するにあたり、事業終了後・年度末に点検・評価を行い、進捗状況を確認しながら、継続的に高めていくことを目指します。



(3) 推進状況の公表

本計画で示した事業・施策の実施状況を広報誌やホームページ等を活用して、住民に分かりやすい形で継続的に公表します。

資料編

資料1 西桂町子ども・子育て支援会議委員名簿（敬称略）

役 職	氏 名	所属母体役職等	備 考
会 長	武藤 隆義	前西桂町議会建設文教委員長	
副会長	加々美 千冬	民生主任児童委員	
委 員	渡邊 正芳	西桂町議会総務委員長	
委 員	今泉 守夫	前西桂町教育委員会教育長	～R6.11.24
委 員	川村 達彦	西桂町教育委員会教育長	R6.12.13～
委 員	前田 豊光	令和6年区長会代表	
委 員	定月 秋雄	西桂町社会福祉協議会会長	
委 員	三浦 善明	青少年育成西桂町民会議会長	
委 員	高尾 良宣	西桂小学校長	
委 員	渡邊 徳彦	西桂中学校長	
委 員	高尾 友昭	西桂小学校PTA会長	
委 員	重田 浩	西桂中学校PTA会長	
委 員	柏木 商徳	西桂保育所保護者会長	
委 員	石田 寿一	西桂子育てを支援する会会長	
委 員	川村 吉広	西桂町教育委員会教育次長	

資料2 西桂町子ども・子育て支援会議の開催状況

開催年月日	協議内容等
令和6年10月29日	「第3期 西桂町子ども・子育て支援事業計画」策定に向けて （1）現行計画の概要説明 （2）アンケート調査の結果について （3）現行計画の検証・課題について （4）量の見込みと確保量について （5）その他
令和6年12月18日	「第3期 西桂町子ども・子育て支援事業計画」素案について （1）第3期 西桂町子ども・子育て支援事業計画素案について （2）今後のスケジュールについて
令和7年1月21日	「第3期 西桂町子ども・子育て支援事業計画」素案について （1）第3期 西桂町子ども・子育て支援事業計画素案について
令和7年3月14日	「第3期 西桂町子ども・子育て支援事業計画」について （1）パブリックコメントの報告について

資料3 パブリックコメントの実施

実施期間：令和7年1月30日～令和7年2月28日

閲覧方法：町ホームページ・広報にしかつら（令和7年2月号）掲載、町内回覧

第3期 西桂町子ども・子育て支援事業計画

令和7年3月

編集・発行 西桂町 子育て支援課

〒403-0022

山梨県南都留郡西桂町小沼 1500-1

TEL 0555-25-2172

FAX 0555-20-2015